

特 279

473

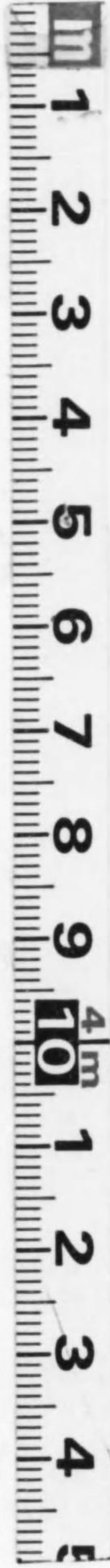
特279-473



\*76W11097 \*

第七十五回帝國議會概要

交友俱樂部



始



# 第七十五帝國議會概要 目次

一、緒言	一
二、開會	三
三、委員割當	五
四、國務大臣演說	一九
その一 施政方針	一九
その二 外交方針	二〇
その三 財政演說	二九
その四 戰況	三九
五、國務大臣の演說に關する質疑	四九
六、紀元二千六百年奉祝上奏書の捧呈	五三
七、陸海軍に對する感謝決議	五五
八、議員長谷川尠夫氏の資格審査	五六



九、議案提出の促進と政府の答辯拒否問題	五七
十、豫算總會	六二
(一) 總豫算案の審議經過	六二
(二) 軍事扶助追加豫算案の審議	七三
(三) 昭和十五年第一次追加豫算案の審議	七三
(四) 昭和十五年第二次追加豫算案の審議經過	七四
十一、昭和十五年一般會計總豫算の全貌	七七
(一) 豫算編成方針	七七
(二) 十五年豫算額及び前年度豫算額との比較	七九
(三) 歳入豫算内譯比較	八〇
(四) 各省別歳出	八四
(五) 各省別歳出前年度對比	八五
(六) 歳入の増減内譯	八八
(七) 主要新規増額	九三
(八) 歳計剩餘金	九四
十二、昭和十五年各特別會計豫算	九五
十三、臨時軍事費豫算	一〇二
十四、國防豫算と軍備充實計畫繼續費	一〇六
十五、昭和十五年第一次追加豫算	一一五
十六、昭和十五年第二次追加豫算	一二七
十七、昭和十四年度追加豫算	一二九
十八、稅制改正法案と審議の概要	一三三
(一) 稅制改正の目標	一三三
(二) 改正稅率一覽	一三五
(三) 衆議院修正點	一四八
(四) 貴族院に於ける審議經過	一五四
十九、主要新法律の解説と審議經過	一五七
(一) 重要物資の増産を目標とせるもの	一五七

(イ)	石炭配給統制法	一五七
(ロ)	鑛業法、砂鑛法中改正法律	一六三
(ハ)	有機合成事業法	一六五
(二)	戰時食糧政策の擴充を目標としたもの	一六五
(イ)	米穀應急措置法改正法律	一六五
(ロ)	農産物検査法	一六七
(ハ)	農會法中改正法律	一六八
(ニ)	日本肥料株式會社法	一七〇
(三)	人的資源の向上確保を目標とせるもの	一七三
(イ)	國民體力法	一七三
(ロ)	國民優生法	一七四
(四)	貿易振興を目標とせるもの	一七六
(イ)	輸出資金及び輸出品製造資金融通損失補償法	一七六
(ロ)	輸出毛織物取締法	一七八

(ハ)	日本輸出農産物株式會社法	一七七
(ニ)	貿易調節及通商擁護法改正法律	一七七
(五)	通貨の管理並びに資金吸收を目標とせるもの	一七八
(イ)	外國爲替管理法中改正法律	一七八
(ロ)	臨時資金調整法中改正法律	一七八
(六)	其の他	一七八
(イ)	木炭需給調節特別會計法	一七九
(ロ)	市町村義務教育費國庫負擔法改正法律及び現役小學校教員俸給費 國庫負擔法中改正法律	一七九
(ハ)	政府出資特別會計法	一八三
(ニ)	損害保險國營再保險法並びに同特別會計法	一八三
(ホ)	要塞地帯法中改正法律	一八四
二十、	議案審議成績	一八五
二十一、	豫算案、決算、國有財産報告並びに事後承諾案	一八八

二十二、成立した新法律一覽……………	一九
二十三、閉會……………	二〇
二十四、結語……………	二〇

## 第七十五回帝國議會概要

緒言

第七十五通常議會は、支那新中央政權の樹立を目指し、我が東亞新秩序建設の大事業が愈々發展的段階に入らんとした重大時期に於て迎へられた、時恰も我國に於ては光輝ある紀元二千六百年を迎へ、國を擧げて八紘一字の大理想の下に難局を突破せんとする意氣漲り、外に於ては歐洲戰亂が愈々深刻な經濟封鎖戰を展開し、英佛獨は中立國の抱込みに躍起となつて居り、斯かる内外緊張の極に於て、我が帝國議會は異常な注目の中に開會せられた。

議會開會後間もなく阿部内閣は政策の行詰りから一月十四日總辭職し、國民の輿望を擔つて米内内閣が登場した。之が爲議會は新内閣の議會準備完了まで一月一杯休會

し、二月一日から漸く再開せられた。

舊臘日米通商航海條約の失效と共に日米關係は無條約状態に入り、一月下旬の淺間丸事件に依つて果然日英兩國の關係が非常な緊張を呈するなど、七十五議會は複雑怪奇な國際情勢に對處すべき我帝國の外交方策に最大の關心が寄せられたが、同時に阿部内閣倒壞の原因ともなつた、食糧問題、電力問題、石炭問題等戦時下の經濟政策の再検討も同時に今議會の最も大きな特色であつた。

米内内閣は議會中に成立した爲、百三億の十五年度豫算案を始め、各種重要法案の如きも殆ど再検討の餘地なく、凡て阿部内閣の遺産をその儘踏襲して議會に再提出したが、その結果は、衆議院に於て突發した齋藤問題等の爲、議會の前半を政黨内部の紛糾に空費したにも拘らず、追加豫算を含めて百五億の空前の大豫算も無疵で成立し、又劃期的の八億増税を目指した中央地方を通ずる税制改革案を始め、現内閣独自の政策として會期終了間際に登場した石炭配給統制法案など、尨大百十件に上る政府提出法案も、二件を除いて百八件の成立を見た。

殊に貴族院は會期切迫と同時に税革法案その他の重要法案を始め二億一千六百萬圓の大追加豫算案等が殺到して、審議は極めて困難を告げたにも拘らず、僅か二日間の會期延長を以て、衆議院から送付された政府提出議案全部を議了し、よく協賛の任を全うした。

斯くて第七十五議會は量的に多大の成果を收めたと共に、三月末誕生した新支那中央政府に對し舉國一致支援の力強い政治的體制を確立し、東亞新秩序建設への確固不動の決意を内外に表明して、三月二十七日無事閉會した。

## 二、開　　會

第七十五帝國議會は昭和十四年十二月二十三日を以て召集され、貴族院は同日成立衆議院も二十四日成立を告げ、開院式は二十六日貴族院で舉行された。天皇陛下には畏くも戦時下の折柄御正装を召されず、前議會に於けると同様陸軍様式御軍装にて親臨、時局に對する聖慮を垂れさせ給ひ、殊に事變下陸海軍の作戰進攻と、銃後臣民

の奉公を嘉せられ、且歐洲大戰下の複雑なる世界情勢に處して、帝國の所信を貫き、以て東亞安定の大業を完遂すべしとの明鑑を垂示し給ふ優渥なる勅語を賜ひ、貴衆兩院議員はひたすら恐懼感激した。

#### 勅語

朕茲ニ帝國議會開院ノ式ヲ行ヒ貴族院及衆議院ノ各員ニ告グ  
帝國ト締盟各國トノ交際ハ益々親厚ヲ加フ朕深ク之ヲ欣ブ  
朕ガ忠勇ナル陸海軍人克ク百艱ヲ排シ籌畫進攻其ノ宜キヲ得銃後ノ臣民齊シク奮ツ  
テ奉公ノ誠ヲ致スコト切ナリ  
偶歐洲ニ禍亂勃發シ世界ノ情勢複雑ヲ極ム宜ク宇内ノ實情ヲ審ニシ國力ノ充實ヲ計  
リ以テ帝國ノ所信ヲ貫キ東亞安定ノ實ヲ舉グルニ遺憾ナキヲ期スベシ  
朕ハ國務大臣ニ命ジテ昭和十五年度及臨時軍事費ノ豫算案ヲ各般ノ法律案ト共ニ帝  
國議會ニ提出セシム卿等其レ克ク時局ノ重大ニ稽ヘ和衷審議以テ協贊ノ任ヲ竭サン  
コトヲ期セヨ

貴族院は二十七日日本會議を開き宗旨を奉體し慎重審議協贊の任を竭し、以て皇猷を贊襄すべき旨の奉答文を可決し松平議長は宮中に參内、天皇陛下に拜謁仰付けられ奉答書を捧呈した。

#### 三、交友俱樂部員の委員割當

交友俱樂部では第七十五戰時議會に際し、舉會一致各所屬議員ともその職責を完遂すべく、全俱樂部員は揃つて各種委員に任じ、日常諸般の政務に關し調査研究せる所に基き、豫算案並びに各種重要法案の審議に當り、立法府としての眞價を遺憾なく發揮した、各委員に任ぜられた交友俱樂部員の氏名は次の如くである。

#### 常任委員

#### 一、豫算委員

#### 第一分科

水野甚次郎君

#### 第二分科

竹下豊次君





一、昭和九年法律第四十五號中改正法律案（貿易調節及通商擁護に關する件）

内田重成君

一、裝蹄師法案

中村純九郎君

一、大正十一年法律第五十二號中改正法律案（統計資料實地調査に關する件）

若尾璋八君

一、要塞地帶法中改正法律案

一、軍用電氣通信法中改正法律案

一、宇品港域軍事取締法中改正法律案

以上三案 出光佐三君

一、家畜傳染病豫防法中改正法律案

一、獸醫師法等の臨時特例に關する法律案

以上二案 犬塚勝太郎君

一、牧野法中改正法律案

大西虎之介君

一、輸出毛織物取締法案

竹下豊次君

一、國民體力管理法案

岩田三史君

一、昭和十五年度一般會計歳出の財源に充つる爲公債發行に關する法律案

一、昭和十二年法律第八十四號中改正法律案（支那事變に關する臨時軍事費支辨の爲公債發行に關する件）

一、職員健康保險特別會計法案

一、作業會計法中改正法律案

一、造幣局東京出張所の廳舎、工場その他の建物及び其の附屬設備の新營擴張に要する經費に關する法律案

- 一、昭和十三年法律第五十三號中改正法律案（印刷局据置運轉資本補足に關する件）
- 一、政府出資特別會計法案
- 一、臨時資金調整法中改正法律案
- 一、陸軍作業會計法、陸軍航空工廠資金特別會計法及海軍工廠資金會計法の臨時特別に關する法律案
- 一、陸軍航空工廠資金特別會計法案
- 一、金資金特別會計法中改正法律案
- 一、昭和十三年法律第二十三號中改正法律案（關東局、朝鮮總督府、臺灣總督府及樺太廳の各特別會計に於ける租稅收入の一部に相當する金額等を臨時軍事費特別會計に繰入るることに關する件）
- 一、臺灣事業公債法中改正法律案
- 一、臺灣官設鐵道用品資金會計法中改正法律案
- 一、朝鮮事業公債法中改正法律案

- 一、臺灣私設鐵道補助法中改正法律案
  - 一、樺太鐵道株式會社所屬鐵道買收の爲公債發行に關する法律案
  - 一、樺太地方鐵道補助法中改正法律案
  - 一、昭和十五年度一般會計歲出の財源に充つる爲公債追加發行に關する法律案
  - 一、支那事變に關する一時賜金として交付する爲公債發行に關する法律案
- 以上二十案
- 侯爵 久 我 通 顯君
  - 吉村友之進君
  - 磯野 庸 幸君
  - 一、外國爲替管理法中改正法律案
  - 一、神宮關係特別都市計畫法案
  - 一、都市計畫法中改正法律案

以上二案 川村竹治君

一、船員保險特別會計法案

一、船員保險事業の經營に伴ふ關係各會計間の分擔及關涉に關する法律案

以上二案 平尾喜一君

一、輸出資金及輸出品製造資金融通損失補償法案

一、商業組合中央金庫法中改正法律案

以上二案 中野敏雄君

一、東北興業株式會社法中改正法律案

一、東北電力振興株式會社法中改正法律案

以上二案 諸橋久太郎君

一、昭和十二年法律第九十號中改正法律案（米穀の應急措置に關する件）

山上岩二君

一、損害保險國營再保險法案

一、損害保險國營再保險特別會計法案

一、商業組合法中改正法律案

以上三案 出光佐三君

一、金華山軌道株式會社及朝倉軌道株式會社所屬軌道の經營廢止に對する補償の爲  
公債發行に關する法律案

一、自動車交通事業法中改正法律案

以上二案 中野敏雄君

一、鑛業法中改正法律案

一、砂鑛法中改正法律案

一、有機合成事業法案

以上三案 岡喜七郎君

一、所得稅法改正法律案

一、法人稅法案

一、特別法人稅法案

- 一、配當利子特別税法案
- 一、外貨債特別税法中改正法律案
- 一、相續税法中改正法律案
- 一、建築税法案
- 一、鑛區税法案
- 一、臨時利得税法中改正法律案
- 一、營業税法案
- 一、地租法中改正法律案
- 一、酒税法案
- 一、清涼飲料税法中改正法律案
- 一、砂糖消費税法中改正法律案
- 一、織物消費税法中改正法律案
- 一、揮發油税法中改正法律案

- 一、物品税法案
- 一、遊興飲食税法案
- 一、取引所税法中改正法律案
- 一、通行税法案
- 一、入場税法案
- 一、印紙税法中改正法律案
- 一、骨牌税法中改正法律案
- 一、狩獵法中改正法律案
- 一、明治四十四年法律第四十五號中改正法律案（砂糖消費稅、織物消費稅等の徵收に關する件）
- 一、大正九年法律第五十一號中改正法律案（内地臺灣又は樺太より朝鮮に移出する物品の内國稅免除に關する件）
- 一、支那事變特別税法及臨時租稅增徵法廢止法律案

- 一、營業收益税法廢止法律案
- 一、資本利子税法廢止法律案
- 一、法人資本税法廢止法律案
- 一、臨時租稅措置法中改正法律案
- 一、家屋税法案
- 一、所得稅法人稅内外地關涉法案
- 一、昭和十三年法律第二十三號中改正法律案（支那事變の爲從軍したる軍人及軍屬に對する租稅の減免、徵收猶豫等に關する件）
- 一、大正十三年法律第六號中改正法律案（外國船舶の所得稅等免除に關する件）
- 一、アルコール製造事業等に對する所得稅等免除規定の改正に關する法律案
- 一、租稅法規の改正に伴ふ恩給金庫法等の規定の整理に關する法律案

（以上三十七案） 澁澤金藏君

磯野庸幸君

- 一、地方税法案
- 一、地方分與稅法案
- 一、府縣制中改正法律案
- 一、町村制中改正法律案
- 一、市制中改正法律案
- 一、北海道會法中改正法律案
- 一、北海道地方費法中改正法律案
- 一、地方分與稅分與金特別會計法案
- 一、會計檢查院法中改正法律案
- 一、恩給法中改正法律案
- 一、裁判所構成法中改正法律案

（以上八案） 下出民義君

諸橋久太郎君

(以上三案) 平尾喜一君

一、市町村義務教育費國庫負擔法改正法律案

一、現役小學校教員俸給費國庫負擔法中改正法律案

(以上二案) 内田重成君

竹下豊次君

一、職業紹介法中改正法律案

長岡隆一郎君

一、日本肥料株式會社法案

一、農會法中改正法律案

(以上二案) 多木久米次郎君

下出民義君

一、昭和十三年度第一豫備金支出の件

水野甚次郎君

一、國民優生法案

岩田三史君

一、石炭配給統制法案

川村竹治君

中野敏雄君

一、木炭需給調節特別會計法案

一、農産物検査法案

一、日本輸出農産物株式會社法案

(以上三案) 内田重成君

山上岩二君

#### 四、國務大臣の演説

#### 其の一 施政方針

昭和十五年二月一日休會明け議會劈頭貴族院本會議で行つた米内首相の一般施政方針演説は次の通りである。

一、今回圖らずも大命を拜して、寔に恐懼の至りである、未曾有の時局に際し、渾身の努力を捧げて國政變理の重責を果し度いと存する、畏くも 天皇陛下に於かせられては、今期議會の開院式に當り特に優渥なる勅語を賜はり、寔に感激に堪へぬ、私は諸君と共に、謹んで聖旨を奉戴して一意赤誠を竭し、以て宸襟を安んじ奉り度いと存する。

一、肇國の精神昂揚——神武天皇御即位以來茲に二千六百年、今や肇國の大理想を仰ぎ國史の成跡を顧み、國を擧げて報國の忠誠を盡し益天壤無窮の皇運を扶翼し奉り度い、この時に當り愈々國體觀念を明徴にし、肇國の精神を昂揚して、國民的自覺を堅くするの要ありと信する、鞏固なる國體觀念こそ諸般の方策の根柢であり、之を明徴にすべきことは、申す迄もないが、殊に紀元二千六百年に際會し、重大時局に當面して、一層その感を深くするものである。

一、事變處理方針——顧みれば支那事變勃發以來早くも二年有半を經過したが、各地に奮戦し輝かしき戦果を收めたる皇軍將兵の勞苦に對しては、衷心より感謝すると共に、護國の英靈に對しては、深く哀悼の意を表する次第である、又是等前線の將兵に後顧の憂なからしめた銃後の國民の絶えざる熱誠と努力とに對しても、眞に感謝に堪へない、支那事變處理に關し既に決定せられたる帝國の根本方針は、確固不動のものである、政府は此の根本方針に則り鞏固なる決意の下に内外の諸情勢をも考慮し手段を盡して積極的なる努力を傾注し、斷乎時局の解決を期して居る、豫て事變の進展に伴ひ、和平救國の氣運は支那各方面に起つて居つた處、今や汪精衛氏を中心とする新中央政府の樹立將に近からんとするに至つたのである、帝國としては此の新中央政府が順調に成立するが爲に全幅の支持と協力とを吝まざる次第である。

一、自主的外交方針——翻つて現下の國際情勢を観るに、昨年九月、歐洲戰爭勃發以來、世界列國の關係は極めて複雑となり、之が歸趨は容易に豫斷を許さぬものがある、此の間に處し曩に帝國は之に介入せず専ら支那事變の解決に邁進するの方針を關

明致したが、此の方針は今後も尙堅持する考へである諸列國との關係に於ては、帝國は毅然として自主的立場に立つて國交の調整を圖り度いと存する、又歐洲戰亂に伴ひ起ることあるべき事件に就いては以上の方針の下に對處する考へである、

一、軍備充實——帝國の所信に基き東亞新秩序建設の使命を達せんが爲には内に於ては國家の總力を集中して國防力の強化を期することが現下喫緊の要務である、而して國防力の強化の爲には、軍備の充實、國民精神の昂揚、經濟力の發展及戰時國民生活の確保は缺くべからざるものと信する、現下の國際情勢に對處するが爲に軍備の充實を必要とすることは、今更申す迄もない、又我が國民精神は非常時に際し常に力強く發揚せられ、以て國運を伸張したることは、國史の上に明かである、忠勇義烈の精神は、銃後に於ても益之を昂揚し、國力の充實發揮に遺漏無きを期せねばならぬと思ふ、敬神崇祖の思想を涵養し國民教育を刷新し、國民體力の向上を圖るは、此の要務に應ずる根基を爲すものであつて、政府は極力之が達成を期して居る次第である、

一、戰時經濟對策——經濟力の發展を圖るが爲には、生産力の擴充と貿易の振興とに力を盡すと共に、日滿支を通ずる經濟の綜合計畫實施を促進せねばならぬ、而して低物價政策の下に、諸般の方策を講じ以て物資の増産並に配給の適正を期することは、現下戰時經濟運營の要諦であつて此の目的を達成する爲には舉國一致一層の努力を必要とすると共に、官民協力各般の經濟統制を強化し之が運用の圓滑を圖り度いと考へる、

一、國民生活確保——政府は又戰時國民生活の確保に十分なる力を致し、米穀其の他の重要生活必需品に關しては、必要量の生産を確保し、配給を適正ならしめ、以て供給を確保せんとするものである、然し乍ら此等物資に就いても曠古の大事業完遂の爲には、平時に於ては忍び難き節約をも餘議なくせらるゝことあるべきは當然であるから、全國民が戰時意識に徹し、戰時經濟道德を遵守して、其の生活を緊肅する等之に對應する方途を講じ、不退轉の覺悟を以て此の間に處せられんことを希望するものである、

一、明年度豫算——昭和十五年度豫算に就ては政府は前內閣に於て編成せられたる



ものを踏襲し、之を議會に提出して協賛を仰ぐことと致した、而して租税の制度に就ては長期建設の段階に在る現下の財政經濟事情に即應する爲其の整備確立を主眼として國稅地方稅の全般に互り必要なる改正を行ふことと致した次第である。以上申し述べた各般の方策を實現致すに就いては、眞に舉國一致、不拔の信念に基く國民の理解と協力とに俟だねばならぬと存する。興亞の大事業を完遂するが爲には國を擧げて更に戰時態勢を強化し、進んで義勇公に奉ずる帝國臣民の傳統的本領を遺憾なく發揮することが最も肝要なりと信ずる次第である。

## 其の二 外交方針

同二月一日の貴族院本會議に於て、有田外相は、米内首相の施政方針演說に引續き左の如く外交演說を行つた。

一、帝國外交の要諦が建國の大義に立脚しまづもつて東亞の安定を圖り、進んで國際正義に基く世界の平和を招來するにあることは、申すまでもない。

一、事變處理方針——事變處理に關する我根本方針が抗日容共政策を清算せる新支那と、東亞新秩序建設を共同目的として結合し、相互に善隣友好、共同防共、經濟提携の實を擧げんとするものであることは御承知の通りであつて爾來支那側に於いても、日支相提携して東亞百年の大計を定めんとする、所謂和平救國の氣運が濃厚となり、今や汪精衛氏を中心とする中央政府の樹立を見んとしつつあることは、兩國の爲に欣快に堪へぬ所である。而して生るべき新中央政府に對する帝國の態度に付いては極力之が成立と發展とを援助したいと考へて居る次第である。尙支那に於ける第三國の權益については、既に屢次の帝國政府の聲明に於て明かにした如く帝國としては徒らに支那に於ける第三國權益を排除せん事を企圖するものでは絶對にないのである。第三國との通商貿易の進展は之を助長し經濟的投資の如きは積極的に歡迎する所である。右は嘗に帝國政府の意圖であるのみならず、新に生れんとする支那新中央政府の共に希望する所なるは信じて疑はざる所である。唯軍事行動繼續中は作戰の必要上軍特殊の要求に基く制限は免かれぬ所であるが、事態の平靜化に伴ひ逐次調整せらるべ

きものである。

一、對ソ方針——先づソヴェト聯邦との關係であるが幸ひ最近兩國間の空氣は好轉して參つたので、此際兩國間主要懸案の具體的且つ實際的解決を圖り仍て以て兩國國交の調整を圖り度いと考へて居るのである。國境問題に付いては、昨秋ノモンハン事件に關し、關係國間に臨時滿蒙國境確定委員會の開催を見るに至つたが、政府は單にノモンハン附近の國境のみならず滿ソ、滿蒙國境全般に亘り、國境を確定して紛争の防止に資すると共に、國境附近に發生すべき紛争の平和的解決を圖り以て極東國境全般の平靜化を實現致し度き所存である。而して如上の見地より國境確定委員會及び國境紛争處理委員會の設置を急ぎ目下交渉が進捗中である。又對ソ通商經濟關係に付いては目下モスコウに於て兩國の間に通商貿易協定の折衝中であつて圓滿妥結を期待して居る次第である。漁業條約の締結に付いては、速かに之が實現を期せんとするものである。ソヴェト聯邦側に於て此際速に上述諸問題の解決を圖り進んで北樺太に於ける我が利權事業に對する妨害を歇め、支那に於ける抗日政權援助の政策を改め、東亞

全局の平和確立の爲に協力せんことを希望する次第である。

一、日獨伊關係——日獨伊の關係は防共協定締結以來親交を加へ來つたのであるが支那事變に際し獨伊兩國官民が我國に寄せ來つた同情と聲援とは、國民の特に感謝しつゝある所で、帝國政府の防共の方針は不變であり此方針に従ひ防共協定調印諸國との間には從來通り緊密なる關係を維持して行き度いと考へて居る。

一、對英交渉——對英關係については最近天津事件を解決し、進んで兩國國交の全般的調整に向はんとしつゝあつたのである。然るに去る一月二十一日英國軍艦が淺間丸を臨検してドイツ人乗客中より二十一名を拉致したる事件が発生し、殊に本件が日本近海において行はれたことは帝國政府として國民と共に頗る遺憾に感じて居る所である。本件に付いては目下英國側と折衝し銳意その解決に努力して居る。

一、對米通商問題——昨年七月二十六日米國政府は日米通商航海條約の廢棄を通告した。日本の立場を一層米國側に徹底せしむる事に依り新條約の締結少くとも無條約状態の發生を防止せんとしたが、不幸日米兩國間の通商關係は一月二十六日以後無條

約状態に入ることとなつたのである、然しながら米國政府は舊臘其國內手續に依り、無條約關係に入つた後に於ける日本船舶及び其運送する貨物の取扱方に付、差當り從來通りの待遇を爲すことを明にし、又所謂條約商人の入國滞在に付大體從來の取扱に變化なき意嚮を表明したので、無條約状態に拘らず日米通商關係は實質的に變更を受けざる次第である。

一、第三國權益——今次事變に際し帝國の方針は米國その他第三國の公正妥當なる權益を排除せんとするものでなく、私は新秩序の建設進展するに伴ひ、帝國が經濟通商分野に於て、濫に排他獨占の意圖なきことを米國其他の各國に於て領得するに至らんことを確信するものである。帝國政府としては兩國國交が條約の基礎を有する正常状態を回復するに至らんことを期待し、この目的に向つて今後一層の努力を致さんとするものである。

一、南方政策——南方諸地方に對しては、帝國政府は是等諸地方との經濟的提携並に資源の開發に協力することにより、共存共榮を希望するものであつて、右の趣旨に

基いて、益々南方諸地方との緊密關係増進に努力致したいと考へて居るのである。

一、對外貿易——通商貿易に關し交渉の行はれて居る國は、米國、ソ聯邦を始め、佛、伊、印度、中南米諸國等極めて多數に上つて居る有様である。尙歐洲戰亂勃發以來、交戰國に於て採りつつある經濟政策には或は我方の必要物資の輸入を阻害し、或は我輸出貿易の進展を妨ぐるが如きもの多々あるのみならず、是等措置の中には國際法に於て認められた交戰國の權利の範圍を逸脱し、通商の自由海洋の自由を破壊するものも尠からずあると認められるのである。依つて政府は關係國に對し嚴重抗議を爲しその是正を期する等、通商權擁護の爲適當なる措置を講じつつあるのである。

一、歐洲戰爭注視——昨年九月、歐洲戰爭勃發に際し、帝國政府は不介入方針を闡明、爾來この方針を堅持して來たが、政府は重大なる關心を以て其の成行を注視し形勢の變化に伴ひ之に善處することを怠らざる覺悟である。

一、道義外交堅持——凡そ國際間の平和の保たれない原因には種々あるが、要するに人種、宗教、領土、資源、通商、移民等に關する國際間の不合理不公正なる現状か

或は排他的政策に依り或は自國の優越的地位の濫用に依り、強て維持されんとする所に起因することが多いのである。故に是等の原因を省察して禍根を艾除し萬邦各々其所を得しむるに非ざれば、正義に基く眞の世界平和は庶幾し得ざる次第である。今や歐洲に於ても新秩序の要求の聲漸く高く、東亞に於ては新秩序を目標として着々其歩を進めつゝあるのである。寔に人類史上稀有の反省期に在るを思はしむる次第であつて、此秋に當り愈々高調力説の要を痛感するのは外交の道義性である。從來帝國政府に於いては、此信念に基き、正義に立脚する平和の樹立に専念して來たのであるが、此際においては特に官民一致不退轉の決意を以て、東亞新秩序の建設に邁進し牽いて世界人類の福祉に貢献せんことを期したいと思ふのである。

### 其三 財政演説

昭和十五年度總豫算案は二月二十二日衆議院を通過して貴族院に送付されたので櫻内藏相は二月二十三日の貴族院本會議で左の如き財政演説を行つた。

支那事變に對處すべき我國不動の方針に則り、新東亞建設の大業を完遂致す爲には舉國一致我が財政經濟の運行に萬全を期することが必要である。殊に最近に於ける實際情勢は洵に複雑微妙を極め、遂に歐洲に戰亂の勃發を見るに至つたのであるが、その前途容易に測り難きものがあり、我が財政經濟に及ぼす影響は決して尠くないのであるから、克く事態の進展に注目して適切なる措置を講ずることが必要である。斯の如き情勢の下に於ける我が財政經濟政策は國防の充實と基本國力の培養とに主力を傾注し、戰時國民生活を確保すると共に銃後の任務遂行に支障なきを期せねばならぬのであつて、この根本方針實現のためには眞に國民總力の活動を促し戰時態勢を強化し生産力の擴充、輸出貿易の振興等に必要なる各般の施設を講じ、物資及び物價對策並に公債政策に善處し、日滿支を通ずる綜合經濟計畫を確立し、以て堅實なる經濟情勢を形成することが必要である。

前内閣豫算案踏襲——昭和十五年度豫算に付ては、前内閣に於て大體其の編成を了して居たので、之を踏襲し本議會に提出することとしたが、緊急已むを得ざる經費に

付いては、追て追加豫算を提出する豫定である。

**税制改革を断行**——次に中央地方を通ずる税制の一般的改正は多年の懸案であつたが、昨年春以來鋭意調査を進めると共に税制調査會に諮問し、その答申に基き茲に改正案を作成したのである。今回の改正は長期建設の段階に在る我國財政經濟諸事情に即應する税制を整備確立することに主眼を置くものであつて、即ち第一に中央地方を通じて負擔の均衡を図ること、第二に現下緊要なる經濟諸政策との調和を図ること、第三に現下の財政事情に顧み収入の増加を図ると共に、弾力性ある税制を樹立すること、第四に最近數次の臨時的増徴に依り複雑化したる税制の簡易化を図ることを目標として、國稅及び地方稅の全般に亘り適切なる改正を行はむとするものである。今回の改正に依り國稅に於いては地方分與稅分與金特別會計に屬する分をも含め、平年度八億千四百餘萬圓、初年度六億四百餘萬圓の増收を得る見込であるが、地方稅制度の改正に伴ひ地方團體に交付すべき金額が相當増加するので、國庫收入の純増加となるものは平年度五億千餘萬圓、初年度三億七千三百餘萬圓と成る見込である。尙昨年十

一月煙草の各品種を通じ大體一割四分の値上を實行したのであるが、之に依り昭和十五年度に於ては約六千萬圓の増收を得る見込である。

**金融界は大勢平穩**——事變下の我國金融界は經濟活動の旺盛となるに伴ひ漸次繁忙を呈して來たが、資金の蓄積並に運用は大體において圓滑に行はれて居る狀況であつて、金融界の大勢は平穩である。即ち政府資金の撒布は引續き巨額に達したのであるが、貯蓄獎勵運動の進展等に依り還流は相當順調に行はれて居るのであつて、例へば銀行預金は昨年中に五十九億七千四百餘萬圓を増加し、郵便貯金の如きも同期間に十一億九千九百餘萬圓の増加を示したのである。又起債界は愈々活況を呈し昨年中の社債新規發行額は二十一億二千百餘萬圓と云ふ近年稀に見る巨額に達したのである。

**公債消化大體順調**——次に昨年中に於ける公債發行額は五十二億八千百餘萬圓に上つたのであるが、同年中の消化額は四十七億圓を超え、八割九分の消化率を示したのである。昨年下半年期においては、公債の消化率は上半期に比し若干の低下を見たのであるが、一年を通じて見れば一昨年よりも高率なる消化が行はれたのであつて、國民

の協力に依り大體に於て順調なる消化狀況を示して居るものと云ひ得るのである。昭和十五年度に於ても公債發行豫定額は前述の通り相當巨額に達するのであつて、公債消化の圓滑を期することは今後益々重要性を加へて來るのである。政府としては預金部資金其の他政府關係資金を動員することは勿論、民間資金の適正なる調整を行ふ等公債消化の爲必要な各般の措置を講じて參る心算であるが、特に國民が克く時局を認識して極力消費の節約、貯蓄の増加に努め、公債消化力の増大を圖ることが最も肝要であつて、今後更に一層國民の積極的協力を要望する次第である。

**資金調整を強化**——民間資金の需給調整は主として臨時資金調整法の運用に依り之を行つて居るのであるが、同法の施行狀況は引續き順調であつて、昨年中に投下せられた事業設備資金は四十二億千四百餘萬圓に達し、何れも當面最も必要な生産力の擴充に使用せられたのである。併しながら公債の發行は今後尙相當巨額に上る狀況に在り、又物資と資金との調整に付いては一層意を須ひるの要ありと考へられるので、今後には資金需給の調整を圖るに付て更に嚴密な方針を執ることが必要となつ

て來たのである。舊臘臨時資金調整法の運用方針を強化すると共に、金融機關の運轉資金の貸出調整に關し對策を講ずること、成つたのも、此の趣旨に依るものである。

**兌換券膨脹阻止**——次に近時兌換銀行券の發行高が相當増加して居ることは注目すべき現象である。即ち昨年中の兌換銀行券の平均發行高は二十三億七千六百餘萬圓であつて、之を一昨年中の平均發行高に比べると約四億五千萬圓の増加と成つて居り、最近に於ける兌換銀行券發行高の趨勢を見るに、昨年下半年に入り増加の傾向が顯著となつたのであつて、其結果年末の最高發行高は三十八億千七百餘萬圓に達したのであるが、本年年初來の回収は相當順調である。右の増加は主として生産力の擴充、物資移動の増加、取引方法の變化等に基くものと認めらるのであつて經濟の規模が擴大した今日に於いては、或る程度迄已むを得ざるものあることは申す迄もない所である。併しながら兌換銀行券の過度の膨脹は極力之を阻止するの要あることは勿論であるから、政府としては特にその抑制に付留意する必要があると考へて居る次第である之が爲には從來より行つて來た所の消費の節約、貯蓄の奨励、資金の調整並に物價の



調整等各種の方策を一段と徹底せしむると共に、今後に於ける事態の推移に伴ひ直接間接通貨の膨脹を避くる爲必要な方策を講じ度いと思ふ。而して此等の方策は何れも國民の眞劍なる協力を得るに非ざれば到底其の効果を收め得ざるものであり、政府としても其の目的を達成する爲最善を盡し度い所存である。

**低物價政策堅持**——我國における物價は事變勃發以來騰貴の傾向を辿つて來たので之に對しては夙に各般の對策を講じたのであるが、昨年九月歐洲に戰亂の勃發するや其餘波を蒙つて物價は一段と騰貴の趨勢に向ふ惧を生ずるに至つたので、曩に應急的措置として國家總動員法を發動し、全般的な價格の引上停止に關する勅令を制定すると共に、俸給、賃金等に付ても一般的引上を制限する措置が講ぜられたのである、政府としては、此等法令の運用に當つては深甚なる注意を拂ひ、低物價政策を堅持し、諸般の方策を講じて物資需給の圓滑を圖り、特に國民の生活必需品に付いては實情に即して適切なる措置を執ることとし、國民生活の不安を除去するため凡ゆる努力を惜しまざる心算である。

**第三國輸出振興**——次に昨年中に於ける我國對外貿易の狀況を見るに、輸出は三十九億三千二百餘萬圓、輸入は三十一億二千七百餘萬圓であつて貿易高に於いては八億五百餘萬圓の輸出超過となつて居る。これを一昨年に比較すると、輸出において三割五分、輸入において一割を夫々増加して居り、貿易尻は一昨年の輸出超過六千餘萬圓に比べ一躍八億五百餘萬圓の輸出超過と成つたのであつて、その改善の跡は極めて顯著なるものがある。斯の如き貿易尻の改善は輸出の躍進的增加に因るものであるが、この輸出の躍進は又主として滿洲及び支那向輸出の激増に負ふものである。併しながら第三國向輸出に於いても亦相當の進展を示したのであつて、昨年中の第三國向輸出は十八億五千餘萬圓に達し、一昨年に比べ二割の増加と成つて居る。對第三國の關係に於いては、貿易尻の改善を見たとは云へ、尙四億五千六百餘萬圓の輸入超過を示して居るのであつて、今後とも第三國に對する輸出の振興に付ては全幅の努力を拂ふ必要が存するのである。尙輸入力の増強を圖るため政府は今後一層金の増産促進に努力すると共に、國民の協力に依り民間所在金の集中の徹底を期し度いと存する次第であ

る。

**國際收支の適合策**——次に外國爲替の問題であるが、從來我國の爲替相場は對英一志二片の相場を基準とし之を堅持して來たのを、昨年十月この英貨基準を變更して米貨に基準を置き、對米二十三弗十六分の七の相場を以て我國爲替相場の水準とするこゝとなつたのである。右の基準變更の結果貿易、物價其の他の關係上極めて重要な邦貨の對外價値は茲に新なる安定點を見出したのであつて、今後とも各種の方策を講じて國際收支の適合を圖り、此の爲替水準を維持する方針である。

**經濟態勢の確保**——日滿支三國が互助連環の態勢を確立し經濟の緊密なる提携を實現することは、東亞新秩序建設の基礎を爲すものであつて、右の趣旨に基く綜合計畫に依り滿洲國に於いては生産を擴充し、益々その經濟力を増大して我國經濟との協力の實を擧げむとし、又支那に於いても其の經濟の開發が着々と行はれ、時局の進展に伴ひ右の目的達成に邁進せむとする情勢に在ることは最も欣快に存する所である。事變勃發以來我國經濟界は未曾有の非常時局に直面したのであるが、官民一致の努力に

依り各方面共大體平靜に運行致して居る。併しながら最近の情勢に顧みれば一方に支那事變を處理しつつ、他方國際競争場裡に確固たる地歩を占め、今後如何なる事態に遭遇するも微動だもせざる經濟態勢を確保するが爲には、舉國一體凡ゆる困苦缺乏に堪へ、如何なる難關をも突破するの覺悟を要するのであつて、此の決意を以て努力致すならば、我が經濟力は必ずや東亞新秩序建設の大業を達成し得るものと確信するものである。

#### その四 戦 況

支那事變第四年を迎へ、畑陸相、吉田海相は二月一日休會明議會劈頭に於て、第七十四議會閉會以後に於ける戦況に就て夫々左の如き報告を行ひ、抗日支那政權の打倒聖戰目的達成の爲勇戦奮闘を續けて居る皇軍の作戦狀況を説明した。

#### (イ) 陸 相 報 告

一、蘆溝橋畔に於て日支間に釁端開かれて以來二年有半、今や我軍の占據地域は既



に帝國全土の二倍半に餘り支那軍に與へましたる損害は實に無慮三百萬に達した、武漢廣東の失陥後は支那軍隊の戦力も開戦當初に比し四分の一以下と推定せらるゝに至つたが、爾來彼は陸空兩軍の全面的再建を呼號し、最近に至り其の整編完了を稱へて居るが實際の戦力に於いては屢次の戦績の示す如く到底皇軍に敵すべくもない。併し乍ら抗日政權の執拗なる抗戰意志と支那を繞る機微なる國際情勢とは將來聖戰完遂の爲更に幾多の難局を突破しなければならぬと考へられる。之が爲には内國內の總動員態勢を更に鞏化し外に向つて國家の總力を統合發揮しなければならぬと考へて居る。

一、南昌攻略——中支方面における我軍は敵四月攻勢の機先を制して三月二十日頃より行動を開始し、第九戰區副司令羅卓英の指揮する約二十個師を撃破して三月二十七日南昌を攻略した。

一、襄東作戰——第五戰區司令官李宗仁麾下の二十九個師に對し軍は五月初頭より行動を開始したが、本作戦は從來とは其の趣を異にし要地占領ではなく、敵軍主力を捕捉殲滅することが目的で行動開始以來僅々二週日足らずにして本作戦は完全に其

目的を達した。

一、汕頭攻略——汕頭は廣東陷落後に於ける敵の對外連絡の要點で南洋華僑の同地に送金する額も莫大なるものがあり、敵の抗戦力培養の主要源泉であつたが我が軍は海軍との緊密なる協同の下に、六月二十一日未明汕頭港口附近に上陸を敢行し大なる抵抗を受くることなく同地一帯を攻略し引續き二十七日潮州を占領した。

一、江南作戰——岳州—南昌間我が前線當面の敵第九戰區薛岳の指揮する約四十萬に對し、襄東作戰と同じく之が捕捉殲滅を企圖して軍は九月中旬より行動を開始し、僅々旬日にして同方面における敵の蠢動を完封し崩壞の一途を辿る抗日支那の武力に對し痛撃を加へた。

一、南寧作戰——敵が最後の恃みとする西南補給連絡線を遮斷して、抗日蔣政權に一大鐵槌を加ふる目的を以て作戰を開始し、軍は十一月十五日未明海軍との緊密なる協力下に突如北海沿岸欽州灣附近に壯烈なる敵前上陸を敢行し、敵の抵抗を排除しつゝ防城欽州兩縣城を矢繼早に我手に收め、直路北上し二十四日午後二時早くも先頭部

隊は桂南の要衝南寧城に突入し、北海沿岸敵前上陸以來僅々十日輝く日章旗は廣西の奥地に翻り李宗仁、白崇禧等の抗日將領が聲を大にして宣傳是れ努めた廣西の焦土戦略も皇軍の神速破竹の進撃の前には全く眼を覆ふの暇なからしめた。爾後一部の兵力を十二月二十一日遠く佛印國境龍州鎮南關に派し軍事諸施設を破壊し、且兵器彈藥ガソリン其他莫大なる軍需品を鹵獲して茲に抗日支那最大の輸血路遮斷の完遂を見、本作戦の敵側に與へたる物心兩面の打撃は蓋し痛烈なものがあると存する爲に、敵は二十餘個師の兵力を集結して南寧奪還を策し執拗に蠢動を試みたのでありますが、軍は絶えず果敢なる反撃を加ふると共に最近に於ては之が殲滅を期し北方面に一大決戦を遂行中である。

一、**廣東北方地區に於ける殲滅戰**——本作戦もその目的を當面の敵軍隊の捕捉殲滅に置き、軍は敵が冬季攻勢蠢動の機を捉へて十二月二十四日粵漢鐵道沿線、從化及び增城の三方面より一齊に行動を開始し、數日後には早くも翁源—三華鎮—英德の線に進出殘敵に對し包圍殲滅戰を展開、敵が一年の日子を費して構築した堅固なる陣地及

軍事施設並に莫大なる集積軍需品を悉く潰滅鹵獲し僅々二週日にして赫々たる戦果を收め一月上旬本作戦は終了した。

一、**敵攻勢撃摧**——茲で敵の所謂「反攻作戰」と之に對する我が反撃の狀況を取纏めて申し上げる。

敵は内軍民の士氣を鼓舞し、外援蔣諸國に黨軍の健在を誇示宣傳せんとする政略的目的を主として四月、七月、九月と既に三回に亘り攻勢を企圖したが其實質は稍大なる遊撃戰の域を脱せずして所在に我軍の猛反撃を受け何れも潰滅し去つた。然し所謂「冬季攻勢」は其の規模並に企圖は相當積極的なものがある様で、昨年六月以降實施致したる支那軍の第二期整備略々完成し之が成果に對する過信もあり且新中央政權樹立運動の進展、六中全會前後より表面化せる重慶政府部内に於ける和平氣運の醗酵抗戰前途に對する危惧の彌漫、列國の援蔣冷却等その客觀的情勢の逐次惡化の傾向に向ひつゝあるに直面して、之が挽回の要切實なるものがあり重慶政府は右諸情勢の挽回のため、此の冬季攻勢に大なる期待を持ちつゝあつたものの様である。即ち敵は昨年

の十月中旬頃より隱密裏に準備を進めつつあつた模様で、中支方面特に漢水下流及び青陽附近を重點として十二月上旬より中旬に亘り北中南支各方面概ね一齊に出撃を開始した。今次攻勢に方り蔣介石は日本軍の進攻能力既に消磨し、これに反し黨軍の再建完成せりとなし守を轉じて攻と爲す絶好の機會なりと激勵訓示して居る。然し敵軍の兵力配置資材の準備等より推斷するに今次攻勢を以て敵の所謂劃期的總反攻作戰とは認め得られない。それはそれとして兎に角最初出撃しては見たものの敵軍目下の實力を以てしては、重慶政府の期待に反し各方面共我が鐵槌猛反撃を受けて多大の損害を蒙り爲に攻撃力は逐次頓挫しつつあつて、今後局部的には猶執拗なる攻撃を反復する所もあらうが實質的には前回數次に亘る敵攻勢程度の範圍を出でずして終熄するものと豫想せらるる。

一、滿ソ蒙國境の狀況——彼のノモンハン事件は五月十一日國境不明確なるノモンハン附近に於てソ蒙軍が滿軍に對し、不法攻撃を行ひたるに端を發し爾後僻遠不毛の地方ではあるが關東軍は國境防衛の絶對的要求から數次のソ蒙軍の攻撃を撃退し遂に

七、八月兩月に亘りハルハ河畔に於て大部隊を以て激戦を交ふるに至つたのである。然し九月に入り停戦の氣運を見、同十六日遂に停戦協定の締結を見るに至つた次第であつて爾後現地交渉は圓滿に進捗し同方面は平穩に經過しつつある。併し國境確定に就ては相當の困難を豫想せらるゝのみならず、國境の他の部分におけるソ聯側の不法行爲は依然としてその跡を絶たず、ノモンハン停戦協定成立以後においても既に數十件を算へて居る狀況であるから我が方の對ソ蒙監視は依然として些の弛緩を許さず、關東軍は嚴然たる態度を以て引續き國境警備の重任に邁進して居る。

一、尙最後に此際一言申し上げ度い、我が皇軍が事變初頭より連戦連勝赫々たる武功を樹てつつあることは申す迄もなく、上大元帥陛下の大御稜威の然らしむる所ではありませんが、下銃後國民の熱烈なる後援に俟つ所洵に大なるものあるを確言するものである。即ち特に今次事變に於いては戦つてゐるものは管に前線の軍隊に止まらずして、一億同胞擧つてこの聖戦に参加して居るのであつて、第一線の將兵は銃後に熱誠を捧げつゝある所の全國民と共に銃を執り劍を揮つて日夜御奉公して居る。茲に出征

の全將兵に代り陸軍を代表致しまして事變勃發以來陸軍に寄せられましたる銃後全國民の熱誠に對しまして滿腔の謝意を表する次第である。

(ロ) 海 相 報 告

帝國海軍の在支作戰部隊は陸軍部隊と協同して占領地水域の確保安定、附近敵兵力の擊滅、沿岸一帯の交通遮斷或は奥地戰略要點の航空攻撃等、幾多困難なる作戰を遂行し只管聖戰目的達成の爲に勇戦奮闘を續けて居る。

一、揚子江方面——揚子江方面に於ては一昨年秋、武漢三鎮攻略後更に進撃を續け同年十一月には岳州を占領し、爾來此の地より揚子江口迄約八〇〇哩に亘る水路及び之に接續する大小幾多の江湖に於て残存機雷の排除、水路障害物の清掃等を續行し又屢江岸に出没する殘敵の掃蕩を行ひ、在中支陸軍部隊に對する補給大動脈を確保し作戰上及治安維持上多大の成果を收めつゝある。此等江上に於ける作業は華々しきがなく、而も一刻の油斷を許さない極めて勞苦の多い作業であるが、我作戰部隊は堅忍不拔克く其の任務を完全に遂行して居る。

一、南昌方面作戰——一方昨年三月の南昌方面作戰には鄱陽湖及び贛江に行動し、九月下旬の湘江方面に於ける作戰には洞庭湖より湘江を遡り、又十月上旬江蘇省方面の掃蕩作戰には高郵湖及び洪澤湖迄進入して沿岸地區を掃蕩する等、我陸軍部隊と密接なる協同作戰を実施した。

一、南支方面制壓——次に海上方面に於ては沿岸に於ける交通遮斷を續行すると共に、海陸軍協同の下に各種作戰を行つて居る。即ち二月には海南島を攻略し南支方面一帯を制壓する上に於て極めて重要な同島を占據し、又之と略時を同じうして北方に於ては海州の攻略に當り、沿岸及灌河水域より陸軍に協力して行動し多大の効果を收めた。六月には南支那方面に於て油頭並に附近一帯を攻略し廣東省東部に於ける重要補給路を遮斷し、又之と相前後して南支沿岸の重要地點たる福州温州等十二の海口を閉塞致しまして、東南方海面よりする物資輸入路の閉鎖を緊密ならしめた。

一、安南海灣方面——更に十一月に入り安南海灣に於ける上陸作戰を行ひ佛領印度支那より廣西省を通じて行はるゝ物資輸入路並に安南海灣方面よりする物資補給路を

遮断することになった。斯くの如くして我海軍は愈支那全沿岸即ち海岸線約二千八百哩に及ぶ地域に對し強大なる制壓力を加ふるに至り、最早敵の利用し得る海港は殆ど存在しないことになつて居る。

一、航空部隊の活躍——此の間に於きまして海軍航空部隊は沿岸及戰線附近の敵兵力及び軍事施設等の攻撃偵察に任じまして、不斷の努力を續け特に南昌方面に於ける作戰其他大規模の陸上作戰には大舉して之に協力し顯著なる戰果を收めた。又奥地に對しては長驅して重要地點を空襲し重慶成都を初とし南は昆明、蒙自より北は蘭州西安等各地に於ける敵の航空兵力及軍事施設に多大の損害を與へ、特に重慶に對しては五月より八月の間に連續十數回の空襲を反復した。更に昨年未南寧占領以後は連續西南支那各地に活動し桂林柳州方面に於ては同方面にある敵飛行機の大部五十數機を撃破してこれを制壓し、又佛領印度支那より昆明に通ずる鐵道線を爆撃し鐵橋を破壊する等、物資輸送路の遮断並に敵航空兵力の撃破に甚大なる効果を收めて居る。

一、今や殆んど完全に敵の海上連絡を遮断し又奥地を通ずる第三國物資輸入路に就

いてもその要衝たる蘭州、昆明等に對しては屢空襲を行つて居るので敵の疲弊困憊の度は甚大なるものがあると思ふ。然し乍ら事變の前途には猶克服すべき幾多の難關が横はつて居るので、海軍は益上下一致して作戰目的達成の爲に邁進し、上大元帥陛下の大御心に應へ奉り下國民の期待に副はんことを期して居る。尙此の際國民全般の熱誠なる御後援に對し海軍將兵を代表して厚く御禮を申上げる。

### 五 國務大臣の演説に關する質疑

休會明けの二月一日午前十時から開かれた貴族院本會議では、劈頭米内首相が一般施政方針に就て演説をなし、次いで有田外相が外交演説を行ひ、陸海兩相の戰況報告があつた後、國務大臣の演説に對して、各會派議員から質問戰が展開された。

而して之等の質問は、事變處理方針を中心として、戰時經濟の核心である生産力擴充、食糧その他重要物資の増産政策、電力石炭等動力政策の擴充に重點が置かれたが就中二月十五日の本會議秘密會で行はれた支那事變處理に關する諸問題に就ての政府

の説明は、極めて重要意義を有するものであつた。

交友俱樂部からは二月十二日の本會議に於て中野敏雄氏が立ち、刻下の緊要問題である石炭増産對策を取上げて藤原商相及び吉田厚相との間に極めて眞劍な質疑應答を重ねた。その内容は左の通りである。

中野敏雄氏

石炭は國防産業の中樞をなして居るが十四年度の出炭量は十三年度を下廻るかも知れない情勢である。政府は如何にして石炭の増産を圖る算りであるか。商相は炭價を上げないと言つて居るが、低物價政策を堅持し乍ら増産を圖ると言ふには如何なる方法を以てするのであるか。

獎勵金補助金制度では到底増産は期し得られぬ。政府は賃金の値上げに依つて勞働能率を上げて増産を圖るべきではないか。

藤原商相

増産の根本對策に就ては研究中であるが近く成案を得て協賛を仰ぐことにしたい。

石炭増産の最も有効の措置は値段を引上げることであるが、政府としては之に依つて、工業生産原價を引上げることになるので實行出來ない。政府の大體の方針は増産獎勵であつて、その助成方法に就ては關係省の間で協議中である。

吉田厚相

炭坑労働者の一人當り出炭量の低下は遺憾である。政府は勞働能率増進の爲に各般の施設を整備し、前線の將兵と同様の時局認識を以て勞働に従事する様充分指導したい。

尙國務大臣の演說に關しては本會議に於て各派議員から次の様な質問が爲された。

大河内正敏子（研究） 戦時經濟と増産政策に就て。

大河内輝耕子（研究） 淺間丸事件並びに新支那建設の諸問題に就て

内藤久寛氏（研究） 石油資源の開発に就て

菅澤重雄氏（研究） 言論機關の尊重及び教育の改革等に就て

松井 茂氏（同和） 國民精神總動員と警察行政機構の改革に就て

阪谷芳郎男（公正）支那事變處理と日米國交の調整に就て  
山隈 康氏（研究）地方制度の改正と食糧對策に就て  
小倉正恒氏（研究）電力飢饉對策と石炭増産政策に就て  
安場保健男（公正）電力不足と日本發送電會社の責任に就て

#### 六、紀元二千六百年奉祝上奏書の捧呈

貴族院では二月十一日の光輝ある紀元の佳節に當り、紀元二千六百年奉祝の上奏書を捧呈することになり、二月十日の貴族院本會議で、一條實孝公爵（火曜會）から右の動議を提出、全會一致で之を可決し、議長の手許で謹作した左の上奏書草案を可決した。松平議長は十一日紀元節當日宮中の御都合を伺つて參内、天皇陛下に拜謁仰付けられ恭しく祝賀上奏書を捧呈した。

#### 奉祝上奏書

貴族院議長臣松平賴壽誠恐誠惶頓首頓首

謹ミテ奏ス恭シク惟ミルニ

叡聖文武天皇陛下天縱ノ英資ヲ以テ日新ノ盛徳ヲ崇クシタマヒ皇祖考丕顯ノ宏謨ヲ繼カサセ

皇考丕承ノ遠猷ヲ述ヘサセタマヒ内文教ヲ振ヒ外武功ヲ耀カシ國力遂ク大陸ニ宣ヒ國光廣ク四海ニ被ラセル一ニ

大御稜威ノ然ラシムル所タラスンハアラス伏シテ惟ミルニ今茲ニ昭和十五年ハ適ニ紀元二千六百年ニ當ル

遠皇祖神武天皇都ヲ中州ニ奠メサセラルルニ臨ミ六合ヲ兼ネテ都ヲ開キ八紘ヲ掩ヒテ宇ト爲スト宣ヘリ

聖圖ノ雄大ニシテ

聖慮ノ深遠ナル洵ニ感激措ク所ヲ知ラス今ヤ

陛下一大世變ニ處シ興亞ノ大策ヲ建テテ東洋ノ安定ヲ鞏クシ以テ世界ノ平和ニ寄與シタマハムトス

聖圖ノ雄大ニシテ

聖慮ノ深遠ナル

遠皇祖ト符節ヲ合スルカ如シ

蓋シ

遠皇祖ノ胎厥ヲ

皇紀二千六百年ノ前ニ垂レタマヒ

近皇孫ノ繩其ヲ

皇祚一百二十四代ノ後ニ承ケタマヘル

前聖

後聖其ノ揆一ナリ興亞ノ

聖業前途猶ホ多難ナルヘシト雖モ

陛下ノ

大御稜威能ク百艱ヲ克服シ八紘爲宇ノ日蓋シ遠キニ非サルヘク

遠皇祖ノ

神靈亦當サニ降臨アラセラルヘシ茲ニ

皇紀二千六百年ヲ賀シ

聖壽ノ無疆ヲ禱リ奉ル

昭和十五年二月十一日

貴族院議長臣松平頼壽誠恐惶頓首頓首

謹ミテ奏ス

### 七、陸海軍に對する感謝決議

貴族院は事變勃發以來支那各地に聖戰を進め赫々たる武勳を奏しつゝある皇軍將兵に院議を以て感謝の意を表すべく、昭和十四年十二月二十七日の本會議の席上火曜會の一條實孝公より陸海軍に對する感謝決議の提案趣旨の説明後、之を滿場一致可決し



た。決議の内容は次の通りである。

#### 陸海軍に對する感謝決議

支那事變勃發以來三星霜帝國陸海軍は勇戰奮闘能く敵軍を撃破し赫々たる武勳を奏せり。貴族院は茲に偉功を頌し特に光榮ある死傷病將兵に對し深甚なる弔意と感謝の意を表す。

#### 八、議員長谷川赴夫氏の資格審査

新潟縣選出多額納稅者議員長谷川赴夫氏（無所屬）に對して、同縣西蒲原郡彌彦村上泉の多額納稅者議員互選人多賀芳延氏より一月五日貴族院事務局に當選無効の訴訟が提起されたので、貴族院では一月六日資格審査委員會を開き、織田萬氏（同和）を委員長に、山岡萬之助氏（研究）を副委員長に互選し、引續き二月二十九日まで前後九回に互つて委員會を開き慎重審議した結果二十九日の委員會で被告新潟縣選出貴族院多額納稅者議員長谷川赴夫の當選は無効にあらず

との判決が可決され、三月四日の本會議で織田委員長の報告通り確定した。

之は貴族院多額議員の選舉に際しての當選者の住居に關する法律解釋の新判例であつて、互選人に關しては去る大正十四年の第五十一議會で時の文相岡田良平氏に就き同様の裁判が行はれ、今回同様無効に非ざる判決が下されて居る。

#### 九、議案提出の促進と政府の答辯拒否問題

第七十五議會は、議會開會中に政變があり米内内閣の議會準備が遅れ、休會明けが例年より約十日遅れて二月一日となつた爲、議會の實際の審議期間はそれだけ短縮される結果となつた上に、税制改正案その他重要議案が數多く提出され、會期の後半に入るに及んで貴族院は非常な繁忙を呈し、結局會期は二日間の延長を見ることになつた。

貴族院各派は會期終了間際に重要法案が多數貴族院に殺倒すべきことが豫想されるや、二月二十三日各派交渉會を開いて協議した結果、政府に警告を行ふことに決し、

各派代表は同日院内に於て米内首相と會見し

一、政府は議案を速かに貴族院に提出されたい。

一、税制改正案の如き、豫算案とも關聯した重要法案は、豫算審議中に貴族院に送付し少くとも二週間の審議期間を與へられたい。

旨を要望する所あつた。

然しその後にも依然衆議院の審議は遅々として進まず、會期も切迫するに至つたので三月九日に至り、各派交渉委員の代表は重ねて政府に對し法案送付の督促をなした。

即ち一條實孝公（火曜）織田信恒子（研究）中村謙一男（公正）伊澤多喜男氏（同成）田所實治氏（同和）及び交友俱樂部の竹越與三郎氏の各派代表は院内總理大臣室で米内首相櫻内藏相と會見し、

重要法案殊に税革法案等に就ては貴族院に於ても充分の審議期間を必要とすることは曩に申入れた通りであるが、豫定の期日までには未だ送付される模様もないの

で會期切迫の折柄政府に於ては速かに善處されたい。

と強硬に督促をなした。之に對し米内首相は

政府に於ては既に非公式に數回に亘つて衆議院各派に督促を行つて來たのであるが重ねての御申入れにより、各黨派に對して議案審議の促進方を要望する。

旨を答へた。交渉委員代表等は更に懇談的に衆議院に於ける税制改正案の審議状況を質し、衆議院が之等の法案に對して重要修正を行ふ場合には、それだけ貴族院の審議も慎重を要する所以を述べ、會期の延長に就ても充分考慮されたい旨豫め政府の善處を要望する所あつた。

斯く再度に亘る貴族院の督促にも拘らず、追加豫算案の如き衆議院からの送付は今期終了日の二十四日にまで持越されて、貴族院の不満は蔽ひ難いものがあり、斯かる議案送付の遅延は毎年繰返される所であるとは言へ、何等かの改善を要すると言ふ意見が高まるに至つた。

又政府が二月十五日の貴族院本會議の祕密會で支那事變處理に關する諸問題に就て

説明を行つた際、某議員の質問に對し議長から

「政府は如何なる質問にも答辯出来ないと言ふことである。」

と答へた所から、之は立法院に對する重大なる發言で輕々に看過すべきでないとい各派は相會合して相談した結果として同和會の岩田宙造氏は二月二十三日の貴族院本會議に於て議事進行の發言をなし、議會に於ける質問權尊重を力説した上、

一、政府は或事項に對する議員の質問に對し全面的に答辯を拒否することは五十年の議會史の慣行から差支ないと考へるか。

一、政府は議員の或事項に對する質問に對して、豫め全面的に答辯を拒否する意志を持つて居るか

と尖く政府に迫つた。之に對し米内首相は

政府に於ては議員の質疑に對し、全面的に拒否する意向は有して居ない。

と言明し、豫算總會祕密會に於て事變處理問題の質問に應じて問題の解消を見たが稍もすれば獨善的高壓的態度に出る政府に對して、貴族院が一本釘を刺したものであつ

て之は今議會に於ける重要な發言であつた。

## 豫算總會

### (一) 總豫算案の審議經過

尨大百三億に上る昭和十五年度總豫算案は二月二十二日衆議院本會議を通過して、即日貴族院に送付されたので、櫻内藏相は二十三日の貴族院本會議で財政演説を行ひ、豫算案の説明を爲し貴族院の豫算總會は同日午後から開始され、委員長井上匡四郎子(研究會)副委員長千秋季隆男(公正會)の下に各派の精銳を選つて眞劍なる審議が開始された。

一般會計豫算案と臨時軍事費追加豫算案とは從來別個に提案されて來たが、既に支那事變も長期化し、新中央政權も樹立を見ることになつた今日、今議會から兩豫算案が一托して提案せられるに至つたのは蓋し當然のことであらう。衆議院に於けると同様貴族院豫算總會に於ても、事變處理の内容が論議の中心であり、之と共に昭和十五

年度豫算の根幹を爲す物動計畫が最重要視され、此の兩者に對して審議の焦點が向けられたのも極めて當然のことであつた。

之が爲貴族院豫算總會は二十六日午前より秘密會に入り、竹内企畫院總裁から昭和十五年度物動計畫概要に就て説明を聴取し、午後も秘密會の儘質疑應答を行つた。尙二十七日の午後及び二十八日の午前午後も凡て秘密會の儘、事變處理問題並に物動計畫に就て審議を續け、更に三月五日午後の秘密會では國內治安問題に就て質疑應答を行つた。

貴族院豫算總會で斯く頻繁に秘密會を開いたことは全く空前であり、戰時下に機密を要する事項が多いとは言へ、如何に審議が眞劍に行はれたかを語るものであると言ふことが出来る。

豫算總會並びに各分科會で行はれた質問應答は、軍事外交政治經濟文教その他各般に亘り戰時下に於ける刻下のあらゆる重要問題を包括し、之が爲井上委員長の本會議に於ける報告も二時間の長きに亘つたが、事變處理物動計畫に次いで最も活潑に論議

されたのは

- 一、豫算消化と悪性インフレの問題
- 一、石炭電力等生産擴充の基礎的部面に對する増産確保の問題
- 一、低物價政策と物資増産の問題
- 一、米穀その他戰時食糧對策
- 一、關取引と配給機構の問題

等何れも國民經濟の核心を衝くもので、支那事變勃發以來早くも四年、事變の重壓は漸く國民各層の生活の中に深く込み込むに至つたことを物語つて居る。

交友俱樂部では二月二十三日の豫算總會の劈頭水野鍊太郎氏が内閣制度の改正、議會制度の改正等戰時政治體制の改革に關して造詣深い質問を行つたのを皮切りに、水野甚次郎、多木久米次郎、内田重成、岡喜七郎の諸氏が極めて熱心なる質問を行つた。

質議應答の主なるものは左の如くである。

水野錬太郎氏

- 一、内閣機構問題に就き内閣官制第十條を活用して無任所大臣を設ける考は無いか
- 二、官僚獨善の聲が喧しいが、官吏制度を改革し、身分保障令を撤廢する考は無いか
- 三、議會制度の改革に就て政府は如何に考へて居るか

米内首相

- 一、無任所大臣に就ては今日未だ置く考は無いが、戦時内閣として萬遺憾なきやう期する。
- 二、官吏制度は改正する建前で、全般的に研究して居る。今後改正すべきものは改正する。
- 三、議會制度の改革に就ては議會制度審議會の答申に基いて、充分な研究を加へて行く。

多木久米次郎氏

- 一、低物價對策は必要であるが、重要問題の不足に對しては如何にするか。
- 二、燐鑛石の價格は高過ぎるが如何。

勝原藏相

- 一、十五年度に於ては石炭の増産を圖り、一般産業に支障無い様電氣肥料の供給を確保したい。

山本商工書記官

- 一、南洋産燐鑛石の價格の高いのは埋藏量の關係で已むを得ぬ。外國産のものと南洋産のものとプール計算をして、價格の合理化を圖つて居る。

多木氏

政府は一月二十日前後に於て豫算案を提出するのが例であるが、之を繰上げて、充分の審議期間を與へる様に改正する考は無いか。

米内首相

事務的關係から繰上げて早く提出することは相當困難であるが、今後に於て充

分考慮したいと思ふ。

多木氏

教育は國家の興廢に關係する重大なものであるが、上級學校に於ける夏休みは長きに失し、體育上その他學習の上に遺憾な點が多い。休暇を利用して生産的の勞働に従事させる考は無いか。

松浦文相

實業學校では、夏期休暇に農業の實習、工場の見學等を行ひ、高等學校等でも昨年は大陸方面に勤勞奉仕隊を派遣した。今後特に生産方面の勞働等に利用することを大いに考究したい。

多木氏

一、地方行政の現状は郡役所廢止により幾多の不便並びに弊害を生じ、國家經濟の上又民業發展の上に障礙が少くない。政府は地方制度を改正し、郡役所を復活する考は無いか。

二、地方税制の改正により、負擔の均衡を圖るのは結構であるが、その爲に地方民衆に動搖を與へる懼れは無いか

兒玉内相

一、中間機關の必要は今日漸次痛感されて來て居る。市町村制その他地方制度の改正を爲す場合に充分考慮を加へたいと思ふ。

二、今回の地方税改正の結果は、地方の平和を齎すものと思ふ。地方の富豪は今後安んじて町村に安住することが出来る傾向になると思ふ。

多木氏

一、神戸港は年々狹隘を告げて居るが、内務省の修築計畫は如何

二、生産の基本は道路であるが、道路網に對する政府の對策は如何

兒玉内相

一、神戸港は昭和二十六年度に竣工の豫定で五千百四十九萬圓の豫算が計上されてある。

二、年々四千萬圓の豫算で土木會議の決定に基いて道路計畫を樹てて實行して居る。又日滿支の交通發達に適應した道路調査を今年度より開始する。

内田重成氏

一、現行刑法は戰爭に對應した規定が不充分である。政府は刑法を改正する考は無いか。

木村法相

一、刑法の改正は中々困難である。一般騷擾罪と治安に關係ある刑罰法規に就ては來議會に治安維持法の改正案を提出したい。

内田重成氏

一、現行戒嚴令を以て將來の非常事態に對處する考か。  
二、現行法規は非常に均衡を失する事例が多いが、法制局の機構を擴大して整備する考はないか。

廣瀬法制局長官

一、戒嚴令は非常に重大な法令であるから慎重に考慮したい。  
二、法令の整備に關する組織に就ては研究したい。

内田氏

一、小學校の正教員補充對策如何  
二、教育審議會答申の小學校教員俸給全額國庫負擔は、今後引續き實現に努力するか。  
三、教員優遇の方策如何

松浦文相

一、師範學校の學級増加、講習等による教員の資格向上に依つて不足を補ふ方針である。  
二、國庫支辨は半額負擔で進みたい。  
三、俸給費の國庫負擔で優遇される様になつたがその他精神方面でも優遇方法を考へたい。

水野甚次郎氏

一、小學校義務教育八年制は、二部教授を行つてゐる今日實行出来るか。

松浦文相

一、國民學校實施の曉には高學年には二部教授は行はない。年限延長に伴ふ設備の擴張に就ては充分考慮する。

岡喜七郎氏

一、議會に於ける質疑に對する政府の應答したことに就て政府の言責に就き首相の所見如何

二、官吏制度改革に就き、官吏出勤時間、官僚獨善、俸給、委員手當、賞與、官廳用自動車の濫用等に對し手心を加へる意志は無いか。

米内首相

一、議會その他で一旦約束公言したことは責任を以て實行に移す考である。

二、官吏の出勤時間に就ては監督の責にあるものが自ら範を示すのが當然である。

官僚獨善に就ては充分監督する。賞與は豫算より支給する原則を立て、各省間不均衡なきやうにする。官廳自動車の濫用は堅く取締る。

斯して二月二十三日から審議を開始した豫算總會は、豫定の日割を延長すること二日、三月六日に至つて漸く質疑を終了し、同七日より十一日まで更に分科會で細目的審議を行ひ、十二日の豫算總會で各分科主査の報告があつた後討論に入つた。

前田利定子（研究會）

現内閣の低物價政策の特徴は助成金政策にある。悪性インフレを來すことなきやう要望する。

紀俊秀男（公正會）

今回の豫算案は前内閣の豫算案を踏襲したものである。實行に當つては慎重を期せられたい。

島津忠重公（火曜會）

内外緊要の際大局的見地から賛成する。



尙大河内輝耕子（研究会）有吉忠一氏（同和會）よりも賛成意見の開陳あつて採決の結果全會一致可決、なほ第五分科の希望決議を豫算委員會の希望決議とすることを全會一致可決した。

#### 希望決議

近時産業組合と商工業者との間に相剋摩擦の弊益々甚しきを認む。政府はよろしく兩者の調和に對し善處せられんことを望む。

尙此の希望決議に對し

米内首相

政府は時局の重大性に鑑み産業者間の相剋摩擦は極力避けねばならぬと考へ、決議のことに就ては充分考慮して善處する。

と言明した。

此處に於て十五年度總豫算案同追加豫算第一號並びに臨時軍事費追加豫算案等は三月十五日の本會議に上程、豫算委員長井上匡四郎子（研究）より豫算總會に於ける經

過並びに結果を詳細に報告し、鷹司信輔公（火曜）が天然資源の研究に就き、植村家治子（研究）が神武天皇の御聖業顯揚に就て夫々質問し、討論に入つて八條隆正子（研究）の賛成演説あり、採決の結果、全會一致を以て各案とも無修正可決した。斯して總豫算案と軍事費豫算のみで百三億圓、各特別會計の純計總額百五十二億に達する十五年度豫算案は無事成立を告げた。

#### (二) 軍事扶助追加豫算案の審議

尙豫算總會は軍事扶助に關する昭和十四年度歳入歳出追加案（第一號）（總額一千九十七萬五千圓）が二月五日衆議院から送付されたので翌六日總會を開き質疑を省略して直ちに採決を行つて可決、八日の本會議に上程し、井上委員長の報告あつて可決成立した。

#### (三) 昭和十五年度第一次追加豫算案の審議

早害對策その他赤字公債、支那事變公債利拂増等五千七百餘萬圓の昭和十五年度第一次追加豫算案は、十五年度總豫算案と同時に、二月二十二日衆議院を通過貴族院に

送付されたので、貴族院豫算總會では、十五年度總豫算案と一括して審議を行ひ、三月十五日同時に成立した。

(四) 昭和十五年度第二次追加豫算案の審議經過

石炭、木炭、肥料、飼料の重要物資に對する増産獎勵金、補助金等を含む、昭和十五年第二次追加豫算案は、三月十五日に至つて漸く衆議院に提出された。此の第二次追加豫算は、一般會計總額二億一千六百餘萬圓の巨額に上り、各省に互る廣汎なものである爲、衆議院の審議に今期一杯を費し、貴族院に送付せられたのは最終日の夕刻であつた。

貴族院では追加豫算案を受領した最終日の二十四日直ちに豫算總會を開き、共濟組合問題に就き大森佳一男(公正)より、石炭増産問題に就て三井清一郎氏(研究)より質疑を行つたが、追加豫算案の内容の重要性に鑑み之を分科會に移して慎重審議を行つた。

第四分科會では交友俱樂部の岡喜七郎氏が對ソ國交調整、漁業權、石炭石油問題等

に就き、第五分科會では交友俱樂部の内田重成氏が、一般生活必需品の需給調節、官吏の待遇、西日本旱害防止施設等に就て夫々質疑を爲し、各分科會とも二十五日一日を以て夫々質疑を終了し討論採決の結果何れも政府原案通り可決した。

斯して最終日の二十六日午前豫算總會を開き、主査報告の後討論に入り、島津忠重公(火曜)出淵勝次氏(同和)の賛成演説あり、逓信省關係第六分科の希望決議を豫算委員會の決議とすることに議決し、第二次追加豫算各案とも可決した。

希望決議

一、政府は電力管理法制定の趣旨に鑑み、電氣廳と日本發送電株式會社との關係を是正し、その機能を充分に發揮せしむべし。

一、政府は電力の開発に努力すると共に、之に要する勞力資材の配給を確保し、將來電力不足を惹起せざるやう遺憾なきを期すべし。

此の第二次追加豫算案は直ちに同日午後の本會議に緊急上程され、松本烝治氏(無所屬)が、日本發送電に對する配當補償金二千三百萬圓の追加豫算に論及して、電力



統制の二重機構、發送電の能率、官僚統制の無責任等鋭く政府に迫つた。豫算委員会の希望決議に見られる如く電力問題が石炭統制案と相並んで、追加豫算等の審議中最も眞剣に論ぜられた所であつて、豫算委員會の最後に於て米内首相及び勝遞相は、希望決議に對し左の重要言明を與へた。

勝遞相

電氣廳と日本發送電會社との關係に就ては電力國家管理法第十三條の運営を考慮し是正すべきものは是正する。電力不足に就ては將來かゝる事態を再び來さざるやう萬遺憾なきを期したい。

米内首相

遞相の言明通り善處する。

尙本會議では松本氏の質問に續き二荒芳徳伯（研究）が聖蹟調査に就て首相に質し採決の結果全會一致で可決、此處に政府提出の豫算案は凡て成立を告げた。

## 十一、昭和十五年度一般會計總豫算の全貌

十五年度總豫算は所謂百三億豫算と呼ばれた未曾有の尨大豫算であつて、此の中臨時軍事費追加豫算を除く一般會計豫算額は五十八億二千二百九十六萬二千圓である。

政府は昭和十五年度一般會計豫算綱要の中に於て之が編成方針を左の如く記してゐる。

### (一) 豫算編成方針

現下の國際情勢に對處し東亞の新秩序を建設するが爲には國家諸般の施設をして一層時局に即應せしむるの要あり依て昭和十五年度豫算の編成に當りては臨時軍事費の追加をも併せ考慮し極力節用を旨として物資、資金、勞力等との關係に付ても能ふ限りの較量を遂げ重點を事變目的の達成に置き軍備の充實、生産力の擴充、經濟の統制其他時局に鑑み緊要缺くべからざる銃後諸施設の充實を期すると共に其の他の經費に關しては眞に緊急差措き難きものの外之が新規計上を見合はすこととし既定經費に

付ても出来得る限りの節約を行ひたり又歳入豫算に於ては税制の改正を行ふ等努めて普通歳入増加の方途を講じ猶不足する部分に付ては公債財源を以て之を補填することとし大體左記に依り昭和十五年度豫算を編成せり。

- 一 中央地方を通ずる税制の改正を行ふと共に煙草の値上を実施することとせり。
- 二 軍備充實に關し必要な経費を計上せり。
- 三 軍人援護に關する経費、生産力擴充に關する経費、經濟統制に關する経費、貿易振興に關する経費、海運振興に關する経費、民間航空の振興に關する経費、滿洲開拓民に關する経費等現下の時局に鑑み緊要なる経費を計上せり。
- 四 昭和十二年度以降地方に對し交付し來れる臨時地方財政補給金は地方税制の改正に伴ひ之を廢止し新に地方分與税（假稱）制度を創設することとし別途地方分與税分與金特別會計（假稱）を設置し地方分與税中同特別會計に於て直接收入するもの以外に付ては一般會計より同特別會計への繰入に要する経費として之を計上することとせり。

五 昭和十三年度以降に於ける税制改正に基く増收額及煙草値上に依る專賣局益金の増加額の合計額中相當額は之を臨時軍事費財源として繰入ることとせり。

(二) 十五年度豫算額及び前年度豫算額との比較（單位圓）

昭和十五年度豫算額 前年度豫算額 比較（△印減）

歳入	昭和十五年度豫算額	前年度豫算額	比較（△印減）
經常部	三、三四五、一六、九三九 <sup>円</sup>	二、五八〇、四一五、八二六 <sup>円</sup>	七六四、七〇一、一一三 <sup>円</sup>
臨時部	二、四七七、八四五、三六四	二、二三四、二七七、七〇一	二五三、七七七、六六三
普通歳入	七三二、六六七、四九八	四二二、二三四、四六七	三一九、四三三、〇三一
公債金	一、六七二、二七七、八六六	一、七七七、七三二、七七	△ 五六、五五四、八六一
前年度剩餘金繰入	七五、〇〇〇、〇〇〇	八四、二六〇、五〇七	△ 九、一六〇、五〇七
合計	五、八三三、九六二、三〇三	四、八〇四、五四三、五二七	一、〇二八、四一八、七七六
歳出			
經常部	二、六六一、七〇九、〇〇一	二、〇六九、四七九、七七八	五九三、二二九、二二四

臨時部

計 五、八三、九六二、三〇三

二、七三五、〇六三、七四九

四、八〇四、五四三、五七

(三) 歲入豫算內譯比較

經常部

科目

昭和十五年豫算額

前年度豫算額

比較(△印減)

租	所得稅	二、五八九、九〇〇、五九九	一、九四八、三二四、九九四	六四一、五八五、六〇五
所得稅	所得稅	一、一九九、七九、九六六	八〇二、六八六、七五九	三九七、〇四三、二〇七
法人所得稅	法人所得稅	二、六四、八七一、三四二	—	二、六四、八七一、三四二
特別法人稅	特別法人稅	—	—	—
地租	地租	三三三、五七八	—	三三三、五七八
營業收益稅	營業收益稅	四、一〇七、五九五	四八、三三四、二五	四四、二六、六三〇
資本利子稅	資本利子稅	五〇、〇三三、四二七	一二、九六八、二四七	六二、九三五、八三〇
法人資本稅	法人資本稅	五、六二、八六六	四二、三七八、四四〇	三六、七六五、六一四
		一六、九四八、二五二	二七、四九二、八五七	一〇、五四四、六〇五

配當利子特別稅	二〇、二三、八九九	—	二〇、二三、八九九
利益配當稅	四、二五一、三三八	四三、一四八、七一九	三八、八九七、三九一
公債及社債利子稅	四四一、一四四	二、〇〇六、八三七	一、五六四、六九三
外貨債特別稅	二、三五七、四二四	二、六五〇、六七二	九、七〇六、七五二
相續稅	六五、三四三、一七一	四九、四〇一、五七二	一五、九四一、五九九
建築稅	九六七、三四八	一、六二四、七七八	六四七、四三〇
鑛業稅	七、六一〇、〇二一	八、八〇八、五九三	一、一九八、五七二
酒稅	二六二、八九、三五五	二五四、七六七、八七九	八、二四、四七六
清涼飲料稅	一〇、八〇五、九三九	七、〇六八、三二六	三、七三七、六一三
砂糖消費稅	一五、三七九、四六五	二七、三五六、二九五	二九、〇三三、一七〇
織物消費稅	七、二九三、九三八	四三、二二三、〇五三	二八、〇七一、八八五
揮發油稅	一九、四三、一五三	一一、七三三、二二六	七、六八九、九三七
物品稅	七三、七九〇、一三一	一〇五、一七七、七四九	三一、三八七、六二八

遊興飲食稅	一三、二五八、五〇八	三三、九六六、〇二〇	七九、二九二、四八八
取引所稅	二八、一〇一、八九二	二七、三四、八六三	九六七、〇二九
有價證券移轉稅	二、五五九、二六二	二、三六九、一六三	一九〇、〇九九
通行稅	一八、八二七、六八八	九、二四三、七二二	九、五八三、九七六
入場稅	一八、七八二、二三〇	八、二一九、八三〇	一〇、五六二、四〇〇
關稅	一五九、三五四、八四二	一七五、一九五、七五五	一五、八四〇、八八三
噸稅	二、七一九、八八五	二、四六八、四六四	二五二、四二一
印紙收入	一〇七、〇八八、六七八	九〇、七三二、六三八	一六、三五六、〇四〇
官業及官有財産收入	四五三、九九八、四三七	三七一、九七七、六一〇	八二、〇二〇、八二七
森林收入	九六、三三二、四五四	七〇、八九八、〇〇一	二五、四三四、四五三
專賣局益金	三四、二二〇、四七八	二四一、〇三〇、二一九	八三、一八〇、四四九
印刷局益金	五、三八九、九〇一	四、三三八、〇〇一	一、〇八一、九〇〇
刑務所收入	二三、一九五、九三〇	二二、〇七八、七五四	二、二一七、一七六

其 他	四、八七九、六七四	三四、六六一、八二五	二九、七八三、一五二
通信事業特別會計納付金	八一、五〇〇、〇〇〇	八一、五〇〇、〇〇〇	—
日本銀行納付金	二七、四五、八九五	一五、六七六、一〇八	一一、七四九、七八七
雜收 入	七七、七六三、七七一	六五、二八七、六六三	二二、四七六、一〇八
教育改善及農村振興基金特別會計ヨリ繰入	七、四三九、五五九	六、九六六、八二三	五二二、七四六
經常部合計	三、三四五、一六、九三九	二、五八〇、四一五、八二六	七六四、七〇一、一一三
臨時 利得稅	五五七、四六三、八八三	二九七、三三三、〇三七	二六〇、一五〇、八四六
官有物拂下代	八、九三七、八三八	七、一九二、六二九	一、七四五、二一九
公共團體工事費納付金	七、五四八、四七三	七、二八八、四八一	二五九、九九二
公共團體工事費分擔金	一一、九五七、一九一	九、〇四九、九八七	二、九〇七、二〇四
學術研究獎勵金受入	二五、〇〇〇	三三、〇〇〇	八、〇〇〇
特別會計ヨリ繰入	八、〇七一、八五九	七、九五五、五五八	一一六、三〇一

保險會社納付金	三、三五二、一六九	三、三五二、一六九	
補償收入	三、八八八、二〇〇	五、五八四、〇〇二	△ 一、六九五、八九二
特別會計ヨリ一般財源受入	六、七〇〇、〇〇〇	六、七〇〇、〇〇〇	
雜收入	二二三、七三三、九七五	六七、七六五、六二四	五五、九五七、三六一
小計	七三一、六六七、四九八	四二二、三三四、四六七	三二九、四三三、〇三一
公債	一、六七二、一七七、八六六	一、七七七、七三三、七二七	△ 五六、五五四、八六一
前年度剩餘金繰入	七五、〇〇〇、〇〇〇	八四、一六〇、五〇七	△ 九、一六〇、五〇七
臨時部合計	二、四七七、八四五、三六四	二、二三四、二七七、七〇一	二五三、七二七、六六三
歲入總計	五、八三三、九六一、三〇三	四、八〇四、五四三、五二七	一、〇二八、四一八、七七六
(四) 各省別歳出			
皇室費	四、五〇〇、〇〇〇		四、五〇〇、〇〇〇
外務省	二三、六〇五、一七四	四〇、四七四、一三八	六四、〇七九、三二二
經濟部			
臨時部			
計			

內務省	三三六、八六〇、五二九	一七三、九五四、五六	五一〇、八一五、〇五五
大藏省	一、〇九七、九五五、一八三	七二四、三一一、五七三	一、八三三、二三六、七五六
陸軍省	一八二、〇一九、六六一	一、〇九二、七六一、四〇〇	一、二七四、七八一、〇六一
海軍省	三五二、二九八、四六一	六七七、六四六、六六九	一、〇二八、九四五、一三〇
司法部	五一、五三六、八八七	五、五六五、〇三九	五七、一〇一、九六六
文部省	一五九、二二一、九九九	二七、五四〇、八二四	一八六、六六一、八〇三
農林省	六二、〇三五、六三六	一四八、三九七、四六四	二二〇、四三三、一〇〇
商工省	九、四二二、九六四	八〇、五二六、五二五	八九、九三九、四八九
逓信省	二九七、一七四、七四九	七〇、〇五七、四三二	三六七、二二二、一八一
拓務省	二、九五〇、一八八	五二、八九三、八〇八	五五、八四三、九九六
厚生省	八四、二六七、五八一	六六、二二三、九二三	一五〇、三九一、四九四
計	二、六六二、七〇九、〇〇二	三、一六〇、二五三、三〇一	五、八三二、九六一、三〇三

(五) 各省別歳出前年度對比

經常部

昭和十五年度豫算額

前年度豫算額

比較(△印減)

皇	外	內	大	陸	海	司	文	農	商	遞
室	務	務	藏	軍	軍	法	部	林	工	信
費	省	省	省	省	省	省	省	省	省	省
四、五〇〇、〇〇〇 <sub>円</sub>	二、六〇五、一七四	三、六八〇、五二九	一、〇九七、九五、一八三	一八二、〇一九、六六一	三五二、二九八、四六一	五一、五三六、八八七	一五九、一二一、九八九	六二、〇三五、六三六	九、四二二、九六四	二九七、一七四、七四九
四、五〇〇、〇〇〇 <sub>円</sub>	二〇、九八六、〇八四	四四、〇九一、〇三二	九三、八七九、四六三	二二五、三三七、七二〇	二九二、七二六、六六五	四八、七六四、三三三	一四三、一七三、〇三三	四四、七〇九、九九九	八、三九七、二八二	二四二、六九四、三六三
—	二、六一九、〇九〇	二九一、七六九、四九七	一七四、〇四五、七二〇	△ 三三、三八、〇五九	五八、五七一、七九六	二、七七二、六六四	一五、九四八、九五六	一七、三三五、六五七	一、〇一五、六八一	五五、四八〇、三八六

拓務省  
厚生省  
計  
臨時部

外	內	大	陸	海	司	文	農	商
務	務	藏	軍	軍	法	部	林	工
省	省	省	省	省	省	省	省	省
四〇、四七四、一三八	一七三、九五四、五六六	七二四、三一一、五七三	一、〇九二、七六一、四〇〇	六七七、六四六、六六九	五、五六五、〇三九	二七、五四〇、八二四	一四八、三九七、四六四	八〇、五二六、五二五
三六、九六二、八三三	二八七、二五四、三五五	六七六、〇三七、一〇三	七八五、〇六五、一九三	五三四、〇二五、七六七	四、二六七、四四六	二二、七八八、五五一	二二九、三三九、二四九	九〇、三〇五、八一九
三、五一、三三五	△ 一一三、二九九、八二九	四八、二七四、四七〇	三〇七、六九六、二〇七	一四三、六二〇、九〇二	一、二九七、五九三	五、七五二、二六三	一九、一五八、二二五	△ 九、七七九、二九四



遞信省	七〇、五七、四三二	六八、九九三、三九九	一、〇六四、〇三三
拓務省	五二、八九三、八〇八	四四、七〇九、三四三	八、一八四、四六五
厚生省	六六、二三、九二三	五六、四四四、七二一	九、七〇九、二〇三
合計	三、一六〇、二五三、三〇一	二、七五、〇六三、七四九	四五、一八九、五五二
合計	五、八三三、九六二、三〇三	四、八〇四、五四三、五七七	一、〇二八、四二八、七七六

(六) 歳入の増減内譯

税制の改正及び煙草賣渡價格等の改正に伴ふ歳入の増減内譯左の如し。(△印ハ減)

區分	明	年	度	平	年	度
税制の改正						
租稅						
所得稅						
普通所得稅	五二七、五一九				七一四、九五五	
綜合所得稅	二二〇、七〇三				八九、六三六	
	五三五、一九六				五八六、三四三	
	四三三、一五四				四六一、九四一	

第一種所得稅	△	二〇三、七八八	△	四〇七、五七七
第二種所得稅	△	六七、四九四	△	七四、七〇六
第三種所得稅	△	四七六、三六四	△	四七六、三六四
法人稅		二六四、八七一		五〇八、五九七
特別法人稅		三三三		一、五六七
地租	△	四五、二四四		四九、四七九
營業收益稅	△	九〇、五一〇	△	一三五、九九四
資本金子稅	△	四二、七二三	△	四八、三三六
甲種資本金子稅	△	四〇、五八六	△	四六、一九九
乙種資本金子稅	△	二、一三六	△	二、一三六
法人資本稅	△	一五、四〇七	△	三〇、八一五
配當利子特別稅		二〇、一二三		二二、二六四
利益配當稅	△	四六、七六四	△	五一、〇一五

公債及び社債利子税	△	一、四三六	△	一、八七八
外貨債特別税		九、三八八		九、三八八
相續税		一、三八四	△	三二、九二〇
鑛業税	△	四、一四五		五、五二七
酒税		八三、一三四		九二、四四四
清凉飲料税		二、一四三		二、三三八
砂糖消費税		二〇、四七四		二五、三五一
織物消費税		一〇、〇七一		一一、九八九
揮發油税		一一、七四六		一二、三〇〇
物品税	△	二八、九五二		三一、五八四
遊興飲食税		五三、七七八		六一、四六〇
取引所税		三、九四三		四、三〇二
通行税		七、二三三		七、八九一

入場税		六、八七八		七、五〇四
臨時利得税		八六、五一四		一七九、六二八
法人臨時利得税		九三、一一四		一八六、二二八
個人臨時利得税	△	六、六〇〇	△	六、六〇〇
印紙收入		五八一		五八一
狩獵免許税		三〇八		三〇八
骨牌税		二六二		二六二
物品税		九		九
租稅計		五二八、一〇〇		七一五、五三六
外に				
地方分與稅分與金特別會計に於て收入すべき分				
租稅		七六、七六五		九八、五二四
地租		二五、九九〇		二六、〇五七

營業稅	五〇、五七五	七二、四六七
法人營業稅	二〇、〇七八	四一、九五九
個人營業稅	三〇、四九六	三〇、五〇七
合計	六〇四、六六五	八一四、〇六一
製造煙草賣渡價格の改定		
專賣局益金	六一、〇四二	六一、〇四二
アルコール賣渡價格の改定		
專賣局益金	三、六六五	八、六四三
總計	六六九、三七三	八八三、七四七
一般會計分	五九二、八〇八	七八五、二二二
地方分與稅分與金特別會計に於て收入すべき分	七六、五六五	九八、五二四

(七) 主要新規増加額

昭和十五年度歳出新規増加額中主要なる事項及び之が所要經費の内譯概要左の如し

事項	經常部	臨時部	計
軍備の充實	九八、二五七	八六七、一九一	九六五、四四八
軍人援護	五〇、三四八	三九、四二七	八九、七七六
生産力の擴充	一〇、四六六	一〇三、六三七	一一四、一〇三
經濟統制	一、〇一一	二五、二三三	二六、二四四
貿易の振興	九九一	一五、四七七	一六、四六八
海軍の振興	二一六	一一、五三三	一一、七五〇
民間航空の振興	三、〇一七	一二、九六二	一五、九八〇
滿洲開拓民	六八	三五、七七九	三五、八四八
計	一六四、三七八	一、一一一、二四二	一、二七五、六二〇

【備考】 陸海軍兩省所管の新規増加額は假に其の全額を軍備の充實に關する經費中に包含せしめたり。

◇昭和十五年度に於て歳出豫算の財源たるべき公債は十六億七千百十七萬七千八百六十六圓にして其の内譯左の如し。

震災善後公債	二、五一五
道路公債	一三、六六九
歳入補填公債	一、六五四、九九三
計	一、六七一、一七七

(八) 歳計剩餘金

昭和十三年度の決算上生じたる歳計剩餘金は三〇六、九四九千圓にしてその内翌年度に繰越したる歳出にして昭和十四年度に於て使用すべきものの財源等に充當したる金額一二五、二三六千圓を控除すれば純剩餘金左の如し

一八一、七二二

内

八四、一六〇

昭和十二年度剩餘金使用殘額

昭和十三年度に於て新に生じたる剩餘金

九七、五五二

右の内

昭和十四年度豫算の財源に充當したる金額は

八四、一六〇

昭和十五年度豫算の財源に充當すべき金額は

七五、〇〇〇

にして差引殘餘は二二、五五二なり。

右は今後に於ける追加豫算の財源等に充當するの計畫なり。

十二、昭和十五年度各特別會計豫算

昭和十四年度現在に於て、臨時軍事費及臨時陸軍材料資金の兩特別會計を別にして特別會計の數は四十を數へたが、昭和十五年度から新に

一、政府出資特別會計

一、地方分與税分與金特別會計

一、職員健康保險特別會計

一、船員保險特別會計  
 一、損害保險國營再保險特別會計  
 一、木炭需給調節特別會計  
 一、陸軍航空工廠資金特別會計  
 の七件を加へ總計四十九件となつた。  
 七十五議會で成立した特別會計豫算中、外地豫算並びに通信、鐵道兩特別會計豫算は次の通りである。

關東局特別會計

(單位千圓)

經	常	部	入	二七、八三六	
臨	時	部		二八、八八二	
計			歲	出	五六、七一九

經	常	部	入	二五、八三五	
臨	時	部		三〇、八八四	
計			歲	入	五六、七一九

朝鮮總督府特別會計

經	常	部	入	五五〇、七二八	
臨	時	部		二八七、〇五八	
計			歲	出	八三七、七八六

經	常	部	出	四一八、六七八	
臨	時	部		四一九、一〇七	
計			歲	出	八三七、七八六

臺灣總督府特別會計

計	臨	經	計	臨	經	計	臨	經
	時	常		時	常		時	常
	部	部	歲	部	部	歲	部	部
			出			入		出

南洋廳特別會計

一三、二二五	七、四五五	五、七七〇	一三、二二五	四五四	一二、七七一	二七、九三三	二九、七一一	五七、六四五
--------	-------	-------	--------	-----	--------	--------	--------	--------

計	臨	經	計	臨	經	計	臨	經
	時	常		時	常		時	常
	部	部	歲	部	部	歲	部	部
			入			出		入

樺太廳特會計

五七、八九五	二、九六五	五四、九三〇	二六〇、五三〇	一〇三、二八九	一五七、二四〇	二六〇、五三〇	四五、七三六	二一四、七九三
--------	-------	--------	---------	---------	---------	---------	--------	---------

鐵道特別會計資本勘定

建設費	二五、五〇〇
改良費	二五〇、〇五九
自動車線設備費	四、五〇〇
國債償還金繰入	二三、二〇〇
日本通運株式會社出資金	二、〇〇〇
臨時軍事費財源繰入	五〇、〇〇〇
合計	三五五、二五九
右に對する財源	
公債募集金	六二、〇〇〇
鐵道益金	二六七、〇二〇
資本勘定所屬雜收入	二、五〇〇
前年度持越資金	二三、七三八

合計

三五五、二五九

通信事業特別會計資本勘定

電信電話設備擴張改良及補充費	五〇、六五〇
航空無線電信電話施設費	一、四三〇
氣象通信施設費	一、七八八
電波監督施設費	一一六
營善費	二、一八九
臨時出資金	七八六
國際電氣通信株式會社株式有償管理換費	三、三三三
諸支出金	二三
一般會計へ繰入	三四九
國際整理基金特別會計繰入	四、六一九
臨時軍事費特別會計へ繰入	一七、〇〇〇

災害費	一〇〇
豫備金	六二二
計	八三、〇〇六

右に對する財源

公債金	二〇、〇〇〇
業務勘定過剩金繰入	三六、一六二
事業設備補充費繰入	三、三八〇
電話設備負擔金	六、七八九
雑収入	二七三
前年度持越資金	一六、四〇〇
計	八三、〇〇六

十三、臨時軍事費豫算

支那事變第四年目の戦費（昭和十五年三月以降昭和十六年二月までの分）は臨時軍事費第三次追加豫算として、明年度總豫算と共に三月十五日成立した。その總額は四十四億六千萬圓で前年の第二次追加豫算（昭和十三年三月以降昭和十四年二月までの分）四十六億五千萬圓に比し一億四千五百萬圓の減少を見た。軍事費追加豫算の内譯は左の通りである。

歳出	(單位千圓)
陸軍省	二、九七三、〇〇〇
海軍省	七三七、〇〇〇
豫備費	七五〇、〇〇〇
合計	四、四六〇、〇〇〇
歳入	
公債及繰替借入金	三、六七三、八七二
他會計より受入	七六〇、五八一



内 譯

(一) 一般會計	六〇〇、〇〇〇
(二) 關 東 局	一二、九六〇
(三) 通 信 事 業	一七、〇〇〇
(四) 帝 國 鐵 道	五〇、〇〇〇
(五) 朝 鮮 總 督 府	五〇、四八一
(六) 臺 灣 總 督 府	二三、三六二
(七) 樺 太 廳	六、七七六
北支事件特別稅	三、八七一
軍事費獻納金	一、五〇〇
物品拂下代其他雜收入	二〇、一七四
計	四、四六〇、〇〇〇

而して支那事變發生以來、第七十五議會で成立した第三次臨時軍事費追加豫算に至

る事變費を通計すれば總額は實に百六十四億五千五百萬圓の巨額に上る。

臨時軍事費豫算累計増加額

十二年度第二豫備金支出	一〇、一九八
第七十一特別議會成立	五〇七、二〇八
第七十二臨時議會成立	二、〇二二、六七一
第七十三通常議會成立	四、八五〇、〇〇〇
第七十四通常議會成立	四、六〇五、〇〇〇
第七十五通常議會成立	四、四六〇、〇〇〇
通 計	一六、四五五、〇〇〇
外に第七十四議會成立の豫算外契約	七〇〇、〇〇〇
總 計	一七、一五五、〇〇〇

而して今次の臨時軍事費追加豫算の使途に就て陸海兩相は左の如き説明を爲した。

陸 軍

一、事變一般の態勢は現在の作戰兵力等に著しい變化を與へ得ると豫想することは困難であつて今次の追加豫算の内容は從來の經費と同様である。

一、即ちその用途は遣外部隊並びに之の補充業務を擔當する内地部隊等の俸給、諸給、需品、糧秣、被服、兵器、馬匹、醫療、輸送、築營等に要する經費である。

#### 海軍

一、支那方面に派遣の艦船、航航隊、陸戰隊等に要する人件費並びに軍需品即ち、兵器、彈藥、被服、糧食、需品、燃料、港用品などの調達に要する經費。

一、支那方面その他各地に於ける應急軍用施設に要する經費、徴用船舶費、應召員に要する經費。

一、各種臨時給與戰死者に對する各種賜金等。

#### 十四、國防豫算と軍備充實計畫繼續費

昭和十五年度一般會計國防豫算は、陸海軍兩省合計二十三億七百萬圓で、本年度の

十八億二千七百萬圓に比し四億八千萬圓の増加に當る。尙又一般會計國防豫算を臨時軍事費豫算に加へた昭和十五年度軍事費豫算總額は六十七億六千七百萬圓で、十五年度一般豫算百三億六千萬圓に比較するとその割合は六割五分で、昭和十四年度の七割一分に比し六分減となつて居る。

陸海軍とも一般會計國防豫算に於て昭和十四年度豫算よりも増加した原田は要するに國際情勢の變化に對應すべき新軍備充實計畫に基くものであつて、陸軍に於ては新軍備充實計畫を、又海軍では第四次補充計畫を立案し既定經費に改訂を加へ昭和十五年以降十八年度乃至二十年度に亘る繼續費を計上して居る。之等新軍備充實計畫の根幹となるべき重要經費の繼續費年度割を示せば大要左の通りである。

#### 陸軍

資材の整備を充實する必要から總額十一億二千萬圓の國防充實費を追加し明年度から十八年度に亘つて支出することとし又内地及び滿洲における兵備改善のため五億一千三百萬圓の兵備改善費を追加計上し明年度より二十年度に亘つて支出することとな

つた、主なる繼續費の年度割左の如し

一、國防充實費

既定額  
追加額  
改定額

(單位千圓)

二、〇五一、六三八  
一、一二〇、〇〇〇  
三、一七一、四三八

改定額年度割

十四年度迄支出額  
十五年度以降支出額  
十五年 年 度  
十六 年 度  
十七 年 度  
十八 年 度

一、二六四、六九六  
一、九〇六、七四二  
一九五、八五四  
五一九、四四七  
六三七、四六六  
五五三、九七三

一、航空部隊其他改編費

既定額  
追加額  
改定額

五〇三、七六七

九二二、二五四

一、四二六、〇二五

改定額年度割

十四年度迄支出額  
十五年度以降支出額  
十五年 年 度  
十六 年 度  
十七 年 度  
十八 年 度  
十九 年 度  
二十年 度

三六〇、二三六

一、〇六五、七八五

四四三、一五一

四三八、五八九

一六一、七二〇

一九、四五七

二、四八五

三八二

一、兵備改善費

既 定 額	追 加 額	改 定 額
三〇二、七三七	五一三、六八一	八一六、四一八

改定額年度割

十四年度迄支出額	十五年度以降支出額
二〇六、一三五	六一〇、二八二
十五年度	四二四、九七〇
十六年度	一三六、一三三
十七年度	三四、一二一
十八年度	二、五五二
十九年度	一二、四六〇
二十年 度	四三

海 軍

大正十二年度から昭和十九年度に亘る繼續事業たる艦艇製造費に四萬五千圓追加して年割額を改定する外明治四十四年度から昭和十八年度に亘る繼續事業たる水陸整備に二億六千五百萬圓を追加して年度割を改定、又艦船改装費も二千七百八十萬圓を追加既定年限並に年割額を改訂した。各經費の年度割左の如し。

一、艦船製造費

既 定 額	追 加 額	改 定 額
三、四五八、七五三	四五	三、四五八、七九八

改定額年度割

十四年度迄支出額	十五年度以降支出額
一、九七一、七一五	一、四八七、〇八三
十五年 度	三五九、六五二
十六年 度	三九〇、八三六

十七年度  
十八年度  
十九年度

三八四、一八五  
二九〇、〇八〇  
六二、三三〇

一、水陸整備費

既定額  
追加額  
改定額

七二二、九二七  
二六五、二九五  
九八八、二二二

改定額年度割

十四年度迄支出額  
十五年度以降支出額  
十五年  
十六年  
十七年

五三三、四〇五  
四五四、八一七  
一六五、三三四  
一四〇、〇五五  
七六、八四八

一、航空隊設備費

十八年  
十九年

三九、一六五  
三三、四一五

既定額  
追加額  
改定額

五〇四、二八九  
一五、四七四  
五一九、七六三

改定額年度割

十四年度迄支出額  
十五年度以降支出額  
十五年  
十六年  
十七年  
十八年

二五五、五六八  
二六四、一九五  
八〇、八九一  
七九、八二〇  
七、八八四  
二九、六〇〇

一、艦船改装費

既定額	四〇八、九〇三
追加額	二七、八〇〇
改定額	四三六、七〇三

改定額年度割

十四年度迄支出額	三七七、三六七
十五年度以降支出額	五九、三三六
十五年 度	二六、四〇〇
十六 年 度	一八、六六七
十七 年 度	六、二六九
十八 年 度	四、〇〇〇
十九 年 度	四、〇〇〇

十五、昭和十五年度第一次追加豫算

昭和十五年度第一次追加豫算額は二月十日衆議院に提出され、總豫算案と同時に三月十五日成立した。歳出の主なるものは早害對策費と赤字公債利拂増並に支那事變公債の利拂その他の經費である。追加豫算の内容は次の通り。

一般會計

歳入	二二九
經常部	五七、四五四
臨時部	四四〇
普通歳入	五七、〇一四
公債金	五七、六八四
計	歳出

經 常 部	四六、二〇八
臨 時 部	一一、四七六
計	五七、六八四

右内譯

内 務 省	一、四〇〇
大 藏 省	四六、二〇八
文 部 省	九〇〇
農 林 省	九、八〇二
厚 生 省	一八三

特 特 會 計

各特別會計昭和十五年度歳出追加豫算額

國債整理基金	四六、二〇八
公 債 金	三、七三〇、八八七

朝鮮總督府 九、八八一

昭和十五年度第二次追加豫算

昭和十五年度第二次追加豫算は戦時下に於ける重要物資の供給確保を目的とする石炭肥料飼料木炭等に對する増産奨勵金、補助金を主とし、言はゞ米内内閣の政策を初めて織込んだものであつて、一般會計追加豫算額實に二億一千六百六十八萬四千圓の多きに上つて居る。

第二次追加豫算の内譯は左の如くである。

一 般 會 計

歲 入	一九、〇七〇
經 常 部	一九七、六一四
臨 時 部	一四、七四三
普 通 歲 入	

公債金  
前年度剩餘繰入  
計

一七八、三四九

四、五二一

二一六、六八四

經常部  
臨時部  
計

三九、〇六八

一七七、六一六

二一六、六八四

各省別內譯

五、二九七

九、六九七

三三、九一一

二六五

一三〇

外務省  
內務省  
大藏省  
陸軍省  
海軍省  
計

司法部  
文部省  
農林省  
商工省  
遞信省  
拓務省  
厚生省  
計

二六三

一、三一五

四五、八八〇

七六、一一一

三三、六〇九

八、五二二

二、〇四八

二一六、六八四

特會計

會計別

追加豫算額

二七五

二、八四九

三、七一一

造幣局  
印刷局  
大藏省預金部  
計



國債整理基金	六、七六六
公債	一八七、〇九九
金資	一九、七九五
政府出資	八、九六六
關東局	五八一
帝國大學	八三
同資金部	一三
官立大學	一九
學校及圖書館	二一七
米穀需給調節	七九、五〇一
農業再保險	七一
木炭需給調節	一〇三、四八二
損害保險國營再保險	八二、〇六六

通信事業	七、一五九
資本勘定	三四六
用品勘定	三〇三
業務勘定	六五〇八
帝國鐵道	九一八
資本勘定	三九
用品勘定	二六
收益勘定	八五二
朝鮮總督府	一八、九二七
臺灣總督府	八、九七二
臺灣米穀移出管理	四
樺太廳	九、三二五
南洋廳	一五六

簡易生命保險

七二六

### 各省新規事業

明年度一般會計追加豫算の中各省新規事業の主なるもの左の如し

#### 外務省

(單位千圓)

- 一、臨時外交施設費 一一、六五五
- 一、訪伊經濟使節團派遣諸費 一〇八
- 一、紐育、及び金門萬國博參同費 三〇
- 一、對支使節派遣費 一五〇

#### 内務省

- 一、國道改良費増加 九四三
- 一、災害費 六、一三三
- 一、静岡火災復興助成費 五一〇

#### 大藏省

- 一、市町村職員共済組合施設補助費 二二二
- 一、國債整理基金繰入 五、二一八
- 一、第二豫備金増加 二〇、〇〇〇

(總額八千萬圓となる)

#### 司法省

七一〇

#### 文部省

一八〇

#### 農林省

- 一、教員共済組合施設補助費 五五〇

#### 農林省

- 一、森林費 二、一〇二

- 一、國有林軍需木材増産に要する經費 一、〇八一

- 一、國有林木炭増産に要する経費 一、〇〇七
- 一、自給肥料改良増産及び施肥改善に要する経費の増加 三、五八八
- 一、重要食料農産物増産確保施設に要する経費の増加 三、八三三
- 一、早生稻作付奨励に要する経費 五、六七六
- 一、臨時飼料資源開發助成費 一、一七四
- 一、木炭生産確保に要する経費 一、八〇三
- 一、重要肥料供給確保施設費 一九、〇〇〇

商 工 省

- 一、坑道掘採油方法實施に關する経費 一、二四一
- 一、マッチ生産奨励に要する経費 一、〇三九
- 一、産金奨励に要する経費 一三、八〇〇
- 一、北樺太利權確保補助費 九、一八七
- 一、石炭増産に要する経費 四八、一八一

- 一、紐育及び金門萬國博參同費 一、〇〇〇

逓 信 省

- 一、日本發送電株式會社配當補償金 二三、七八九
- 一、年金及び恩給の増加 八、〇〇〇
- 一、航空補助費増加 一、三九〇

拓 務 省

- 一、石炭増産對策諸費 八、一四四

厚 生 省

- 一、傷夷軍人保護に要する経費の増加 一、四一〇
- なほ特別會計追加豫算の中政府出資特別會計追加豫算の主なるもの左の如し
- 一、日本石炭株式會社出資金 六、二五〇
  - 一、日本輸出農産物株式會社出資金 二、五〇〇

外地特別會計費目

明年度第二次追加豫算中外地特別會計の主なる費目並に金額は在の通りである

(單位千圓)

朝

鮮

一、石炭増産助成に要する經費

一八、九七〇

一、重要肥料供給確保助成に要する經費

四、五五〇

一、北鮮鐵道委任經營解除に要する經費

二、六一〇

臺

灣

一、石炭増産助成に要する經費

一〇、二三〇

一、重要肥料及びマツチ供給確保助成に要する經費

八、九二〇

一、産金奨勵及び管理に要する經費

一、七二〇

樺

太

一、石炭増産助成に要する經費

一、三八〇

五、五〇〇

追加豫算財源

九、三二〇

五、七八〇

明年度一般會計第二次追加豫算二億一千六百萬圓の財源は一億七千八百萬圓を公債金、四百五十萬圓を剩餘金たよつて支辨し、残りの約三千四百萬圓を普通歳入(經常、臨時兩部)によることになつてゐるがその主なる内譯は左の通りである

(單位千圓)

一、合成清酒々造稅收入

一六、〇〇〇

一、森 林 收 入

一、五〇〇

金資金特別會計よりの繰入金

一四、七四三

十五年度一般會計第二次追加豫算二億一千六百萬圓を十五年度本豫算五十八億二千二百萬圓、第一次追加豫算五千七百萬圓と合算すれば六十億九千七百餘萬圓となり、之に臨時軍事費豫算追加額四十四億六千萬圓を加算すれば當初百三億豫算と言はれた十五年度豫算總額は百五億五千七百三十三萬一千圓の巨額に上ることとなる。

十五年度の本豫算並びに第一次第二次追加豫算の歳入歳出計數は左の通りである。

歳入	本豫算			第一號追加豫算			第二號追加豫算			合計
	經常部	臨時部	合計	經常部	臨時部	合計	經常部	臨時部	合計	
經常部	三、三四五、二六 <sup>四</sup>			二、三九 <sup>四</sup>			一九、〇七〇 <sup>四</sup>			三、三六四、四二七 <sup>四</sup>
臨時部		二、四七七、八五四			五七、四五四			一九七、六一四		二、七三二、九二四
普通歳入		七三二、六六七			四四〇			一四、七三四		七四六、八五一
公債金		一、六七二、一七七			五七、〇二四			一七八、三四九		一、九〇九、五四二
前年度剩餘金繰入		七五、〇〇〇			—			四、五二二		七九、五二二
合計		五、八三三、九六二			五七、六八四			二二六、六八四		六、〇九七、三三一
歳出										
經常部		二、六六二、七〇九			四六、二〇八			三九、〇六八		二、七四七、九八五
臨時部		三、一六〇、二五三			一一、四七六			一七七、六二六		三、三四九、三四五
合計		五、八二三、九六二			五七、六八四			二二六、六八四		六、〇九七、三三一

十七、昭和十四年度追加豫算

七十五議會で成立した第十四年度の追加豫算は、第一號軍事扶助費増、第二號早害對策施設費及び第三號肥料増産對策費等でその内容は左の通りである、  
一、昭和十四年度追加豫算（第一號）

（單位千圓）

厚生省所管（軍事扶助費増）	一〇、九七五
内譯	
生活扶助	一〇、二五〇
醫療	四八一
生業扶助	二〇三
臨時生活扶助	一三
其他	

右の財源は昭和十四年度豫算實行上に於ける歳出の節約に因り生ずる歳入超過額の中から充當するものである。

尙此の結果十四年度軍事扶助費總額は、八千七百八十六萬九千餘圓に達した。

二、昭和十四年度追加豫算（第二號）

一 般 會 計

歳 出

（單位千圓）

經 常 部

一六、〇二四

臨 時 部

一三、〇一四

計

二九、〇三八

右歳出は昭和十四年度豫算實行上の歳入超過額を以て支辨する計畫

右 内 譯

内 務 省

省（早害地方應急対策費）

一、四〇〇

大 藏 省

省（内國稅拂戻金）

一六、〇二四

文 部 省

省（早害地方兒童就學獎勵費）

三〇

農 林 省

省（早害並に風水害施設費及び米穀増産の爲耕地整理事業助成費並びに國有林の木材増産獎勵費）

一一、四〇一

厚 生 省

省（早害地方醫療應急救護費）

一八三

計

二九、〇三八

特 別 會 計

朝鮮總督府特別會計（早害対策費）

一六、三五八

三、昭和十四年度追加豫算（第三號）

一 般 會 計

歳 出

（單位千圓）

經 常 部

四、八〇〇

臨 時 部

三三、二〇〇

歳入	一七、三〇〇
經常部	一四、七〇〇
臨時部	六、〇〇〇
差引歳出超過額	

右歳出超過額は昭和十四年度豫算實行上に於ける歳出の節約に因り生ずる歳入超過額の中から充當する。

右内譯	
歳入	
一、專賣局益金の増加	一五、八〇〇
一、通行税の増加	一、九〇〇
一、前年度剩餘金繰入増	一二、四〇〇
一、其他	一、八〇〇
歳出	

- 一、北支開發及中支振興會社補給金 二、五〇〇
- 一、重要肥料供給確保施設費の増加 一二、〇〇〇
- 一、重要飼料供給確保施設に要する經費 一、六〇〇
- 一、年金及び恩給の増加 三、五〇〇

### 十八、税制改正法案と審議の概要

#### (一) 税制改革の目標

今議會に提案成立を見た税制改正法律は、國稅關係所得税法改正法律外三十六件、地方稅關係地方税法外七件合計四十五件に上る尨大なもので、支那事變發生以前に於て既にその必要の唱へられた中央地方を通ずる税制の綜合的改正を斷行したと共に、事變發生以來數次に亘つて改正増稅せられて來た。支那事變特別税法、臨時租稅増徴法其の他の臨時立法は廢止され、此處に事變處理及び東亞新秩序建設に備へるべき我國稅制の長期戰時體制は確立せられた。

當初の政府提出原案によれば、今回の國稅改正により、一般會計に於て平年度七億一千五百萬圓、昭和十五年度に於て五億二千八百萬圓の増收となつて居る外、地方分與稅分與金特別會計の歳入に所屬する地租營業稅の收入見込額平年度九千八百萬圓、十五年度七千六百萬圓を加算すれば、之等を通ずる一切の國稅は平年度約八億一千四百萬圓、昭和十五年度約六億四百萬圓となり、之は正に事變前の昭和十年年度の租稅總額九千萬圓と匹敵するものであり、今回の稅制改正が如何に劃期的なものであるかを思はせるに足る。

今回の中央地方を通ずる稅制改正の主眼は、

- 一、中央地方を通じて負擔の均衡を圖つたこと。
- 二、低金利政策、生産力擴充國民購買力の吸收貯蓄の獎勵等現在の緊要なる經濟諸政策との調和を圖つたこと。
- 三、収入の増加を圖ると共に弾力性ある稅制を樹立したること。
- 四、稅制法規を整理統合してその簡易化を圖つたこと。

等で、之を具體的に見れば國稅の體系を改組し、所得稅を分類所得稅と綜合所得稅の二種に區分したこと、高度の累進稅を賦課したこと、地方稅に於て戶數割を全廢し、所得稅の附加稅を廢止し、新たに分與稅制度を設けたこと、等が重要な改正點である。

此の稅制改正案は衆議院で廣汎なる修正に遭ひ貴族院に於ては衆議院修正通り可決して成立を見たので、之が爲政府原案に比し平年度六千五百二十六萬五千圓、昭和十五年六千二百二十四萬三千圓の歳入減少を見ることゝなつた。  
今議會で成立した改正稅率並びに衆議院修正點及び貴族院に於ける審議經過は次の通りである。

### (一) 改正稅率一覽

一、所得稅	
一、分類所得稅	
不動產所得	百分の十



配當利子所得

百分の十但し國債利子百分の四、地方債利子百分の九

事業所得

營業所得

(百分の八・五) 其他(百分の七・五) 但し所得金額千圓程度以下のもの百分の六

勤勞所得

百分の六

一時恩給、退職給與

二萬圓以下百分の六(現行百分の五) 二萬圓以上百分の十二(現行百分の十) 十萬圓以上百分の二十五(現行百分の二十) 五十萬圓以上百分の四十(現行百分の三十)

二、綜合所得稅

五千圓以上

百分の十

八千圓以上

百分の十五

一萬二千圓以上

百分の二十

二萬圓以上

百分の二十五

三萬圓以上

百分の三十

五萬圓以上

百分の三十五

八萬圓以上

百分の四十

十二萬圓以上

百分の四十五

二十萬圓以上

百分の五十

三十萬圓以上

百分の五十五

五十萬圓以上

百分の六十

八十萬圓以上

百分の六十五

二、法人稅

所得金額の百分の十八(但し外國法人は百分の二十八)

資本金額の千分の一・五(現行千分の一・二)

三、臨時利得稅

一、法人臨時利得税

(資本金額の年一割を超え基準利益率以下の部分) 百分の二十五 (基準利益率を超え資本金額の年三割以下の部分) 百分の四十五 (資本金額の年三割を超える部分) 百分の六十五但し資本金額十萬圓以下なる法人に付ては右の税率を各百分の十程度軽減

二、個人臨時利得税

利得金額の百分の三十

四、相続税

家督相続

課税價格	第一種	第二種	第三種
一萬圓以下	一〇	同 一五	同 二〇
一萬圓以上	一五	二〇	三〇
二萬圓	同 二〇	三〇	四〇
三萬圓	同 二五	四〇	六〇

四萬圓	同 三〇	五〇	八〇
五萬圓	同 五〇	七〇	一〇〇
七萬圓	同 七〇	九〇	一二〇
十萬圓	同 九〇	一一〇	一五〇
十五萬圓	同 一一〇	一三〇	一八〇
二十萬圓	同 一三〇	一五〇	二一〇
三十萬圓	同 一五〇	一七〇	二四〇
四十萬圓	同 一七〇	一九〇	二七〇
五十萬圓	同 一九〇	二二〇	三〇〇
七十萬圓	同 二一〇	二五〇	三三〇
百萬圓	同 二四〇	二八〇	三六〇
二百萬圓	同 二七〇	三一〇	三九〇
三百萬圓	同 三〇〇	三四〇	四二〇

五百萬圓	同	三三〇	三七〇	四五〇
遺産相續				
五千圓以下		二〇	三〇	四〇
五千圓以上		三〇	四〇	六〇
一萬圓	同	四〇	五〇	八〇
二萬圓	同	五〇	七〇	一〇〇
三萬圓	同	六〇	九〇	一二〇
四萬圓	同	八〇	一一〇	一四〇
五萬圓	同	一〇〇	一三〇	一六〇
七萬圓	同	一二〇	一五〇	一八〇
十萬圓	同	一五〇	一八〇	二一〇
十五萬圓	同	一八〇	二一〇	二四〇
二十萬圓	同	二一〇	二四〇	二七〇

三十萬圓	同	二四〇	二七〇	三〇〇
四十萬圓	同	二七〇	三〇〇	三三〇
五十萬圓	同	三〇〇	三三〇	三六〇
七十萬圓	同	三三〇	三六〇	三九〇
百萬圓	同	三七〇	四〇〇	四三〇
二百萬圓	同	四一〇	四四〇	四七〇
二百萬圓	同	四五〇	四八〇	五一〇
五百萬圓	同	四九〇	五二〇	五五〇

五、利益配當税

配當金中配當率年一割を越ゆる金額の百分の十五

六、外貨債特別税

外貨國債 利子金額中利率年四分（現行年五分）を越ゆる金額の十分の七  
 外貨國際 利子金額中利率年四分五厘（現行年五分五厘）を越ゆる金額の十分

の七

七、特別法人税

剩餘金額の百分の九

八、酒

税

(造石税と庫出税の合計を掲ぐ)

酒 精 (酒精分二十度以下) 一石に付七十圓 (現行五十五圓)

合成清酒 (同二十度以下) 同七十三圓

濁 酒 同四十五圓 (現行卅六圓)

白 酒 (同廿度以下) 同七十圓 (現行五十五圓)

味 淋 (同二十八度以下) 同七十圓

燒 酎 新式 (同三十度以下) 同七十三圓 (現行五十七圓) 舊式 (同三十度以下)

同七十圓 (現行五十五圓)

麥 酒 同五十九圓三十錢 (現行四十五圓、一本に付約五錢増)

果實酒 同二十五圓 (現行十五圓)

酒精含有飲料 (同二十度下) 同八十圓、二十度を超ゆる一度毎に四圓を加ふ

九、清凉飲料税

第一種 玉ラムネ壘詰のもの一石に付八圓五十錢 (現行通)

第二種 其の他の壘詰のもの (サイダー、シトロン等) 一石に付二十圓 (現行十五

圓)

第三種 壘詰以外のもの炭酸瓦斯使用量一庇に付六圓 (現行四圓五十錢)

十、砂糖消費税

第一種 分蜜せざる砂糖 (甲) 樽入黒糖及び樽入白下糖百斤に付三圓五十錢 (乙)

其の他のもの百斤に付五圓八十錢

第二種 其の他の砂糖但し氷砂糖、角砂糖、棒砂糖其の他類似のものを除く (甲)

蔗糖の重量全重量の百分の八十五程度を超えざるもの百斤に付六圓卅錢 (乙)

其の他のもの百斤に付十圓

第三種 氷砂糖、角砂糖、棒砂糖其の他類似のもの百斤に付十二圓五十錢

十一、織物消費税

織物價格の百分の十

十二、揮發油税

一斗に付三十四圓三十五錢（一ガロン十三錢）（現行一ガロン五錢）

十三、取引所税

一、取引所特別税

手数料收入金額の百分の十二（現行取引所營業税百分の十六・五）

二、取引税

第二種（有價證券の賣買取引）（甲）（短期）萬分の五（現行萬分の四）（乙）（長期）萬分の七（現行萬分の六）（第二種以外は据置）

十四、通行税

普通乗客

一等

二等

三等

（單位錢）

四十キロ以下	一〇	五	一
八十キロ以下	二〇	一〇	二
百二十キロ以下	三〇	一五	五
百六十キロ以下	六〇	三〇	一〇
三百キロ以下	一、二〇	六〇	二〇
五百キロ以下	一、八〇	九〇	三〇
八百キロ以下	二、四〇	一、二〇	四〇
八百キロ超過	三、〇〇	一、五〇	五〇

團體乗客

人員五十人以下

普通乗客税額の五倍

人員百人以下

同十倍

人員二百人以下

同二十倍

人員二百人超過

同三十倍

急行料金に對しては料金の百分の十（但し五錢又はその倍数に満たざる端數は之を切捨）

### 十五、入場税

第一種の場所（劇場、活動寫真館等）

入場料一圓未満 百分ノ十（現行通）

同 三圓未満 百分ノ二十

同 三圓以上 百分ノ三十

回数、定期、貸切契約 百分ノ二十

第二種の場所（撞球場、ゴルフ場等）

入場料の 百分ノ二十（但し撞球場に限り一圓未満百分ノ十）

### 十六、物品税

第一種（甲類）物品の價格百分ノ二十（現行百分ノ十五）（乙類）同百分ノ十（現行通）

第二種（甲類）物品の價格百分ノ二十（現行百分ノ十五）（乙類）同百分ノ十（現行通）

第三種 燐寸千本に付五錢（現行通）飴、葡萄糖及び麥芽糖（イ）麥芽糖化の方法により製造したる飴百斤に付二圓（現行一圓五十錢（ロ）その他の飴並に葡萄糖及び麥芽糖百斤に付二圓五十錢（現行二圓）

### 十七、熱興飲食税

（藝妓の花代）料金の百分の三十（現行百分ノ二十）（その他）料金の百分ノ十五（現行百分ノ十）

### 十八、骨牌税

（麻雀）一組五圓（現行三圓）（其ノ他）一組七十錢（現行五十錢）

### 十九、狩獵免許税

（一等）一般所得税を納むる者又はその同居家族 七十圓（二等）分類所得税廿圓  
以上を納むる者又はその同居家族 四十圓（三等）一等及び二等に該當せざる者

十八圓

二十、地 租

賃貸價格の百分ノ二

二十一、家 屋 稅

賃貸價格の百分ノ一・五五

二十二、營 業 稅

純益百分ノ一・五

(三) 衆議院修正點

## 國 稅

所得 稅

一、勤勞所得稅の基礎控除を七百廿圓とする(原案六百圓)

一、事業所得稅の基礎控除を五百圓とする(原案四百圓)

一、山林所得稅の基礎控除を五百圓とする(原案四百圓)

一、不動産所得稅の免稅點を二百五十圓とする(原案百圓)

一、水產所得は過去三ヶ年平均をもつて算定する

一、退職給與の基礎控除を一萬圓に引上ぐ(原案五千圓)

一、保險料控除は三百圓以下のものに限り行ひ、さらに徴兵保險をも加へる

一、株式配當課稅については、分類所得稅は一律に一割を控除する、綜合所得稅は株式取得に要したる負債の利子を控除する(分類所得稅においては修正案を入れ、綜合所得に於いて政府原案を通したるもの、これによる減收見込額は約千五百萬圓)

一、法人の併合、解散による清算所得に對する課稅は五分五乘式をもつて課稅する

一、不動産取得に要したる負債利子を控除する、といふ條項を法文化する

法 人 稅

一、法人の缺損金は過去三ヶ年を遡つて控除する(原案は一ヶ年)

特別法人稅

一、税率百分の九を百分の六とする

一、當分のうち課税といふのを支那事變終了の直後までと修正

一、課税対象組合は單位組合のほか、聯合會をも加へる

#### 相續税

一、相續開始後五年以内に再相續ありたる場合無税とあるを七年とし、七年以内に再相續開始したる場合半減して課税するとあるを十年とする

一、相續税物納については具體化するために委員を擧げ實行に移す調査をする、その希望意見を認める

#### 遊興飲食税

一、特殊飲食店課税は従業員五人以内のものを無税とする（原案免税なし）

一、徵税團體への交附金を租税額の百分ノ一乃至百分ノ三とあるを勅令に明記する

#### 入場税

一、撞球場の入場税は一圓以下百分ノ十とする（原案百分ノ廿）

#### 物品税

一、石鹼、齒磨、茶の課税は削除する

一、シヤムプー、洗粉は（政府原案通り）

一、盆栽は書畫骨董と同じに課税する

#### 營業税

一、雜誌への課税は新聞紙法による雑誌は無税とする

#### 地租

一、耕作地の賃貸價格二百圓以下のもは免税とす

#### 酒税法

一、合成清酒組合を別に認める

#### 地方税

#### 市町村民税

一、人口七十萬以上の都會は最高二千圓市は最高千五百圓、町村は最高一千圓とする



(原案は一律に最高千圓)

自動車税

一、税収を六大都市に限り一部交附する  
小學校教員俸給支給の問題

一、六大都市に限り小學校教員俸給を府縣より支給せず、市長を經由して支拂ふ  
一、その他、遊興飲食税の減収による分與税の減収を補ふため比率を適當に變更する  
一、愛知縣、兵庫縣の三部制廢止は原案通り直ちに實施する

尙右の衆議院修正による歳入減少見込額(平年度六千五百二十六萬五千圓、昭和十五年年度六千二百二十四萬三千圓)の内譯は次の通りである。

修正の要旨

分類所得税の基礎控除を引上げ(勤勞所得七二〇圓事業、山林所得五〇〇圓)不動産所得の免税點を二五〇圓に改むること	所得税	平年度	初年度
退職給與所得の課税所得は一萬圓を控除すること	同	八〇二	七三五
分租所得税の基礎控除を引上げ(勤勞所得七二〇圓事業、山林所得五〇〇圓)不動産所得の免税點を二五〇圓に改むること	所得税	二九、三九二	二七、八五八
同	所得税	二九、三九二	二七、八五八

生命保険料の控除を爲すこと

同 一〇、〇五〇 九、五四八

配當所得に對する課税方法を改むること

同 九、一四七 一五、四二九

看做配當(所得税法第八條)の綜合所得税額算出を五分五乘に改むること

同 一、八三六 〇

水産所得は三年平均の實績に依り課税

所得税 七四二 七四二

法人の繰越缺損金を三年遡及して控除

法人税等 七、〇一九 三、五〇九

雜誌等に對する營業税を免除すること

營業税 三八 二三

特別法人税の税率を輕減し剩餘金年三分以下免税を聯合會等にも及ぼすこと

特別法人税 五九二 二八

相次相續七年以内全免十年以内半免に改むること

相續税 一、一二六 六一

小農耕地の地租を免除すること

地租 一、一五一 一、一五一

石鹼、齒磨、綠茶の課税を取止め、盆裁は賣立の場合のみに課税すること

物品税 一、九二一 一、七六一

撞球場の入場税増徴を取止むること

入場税 九五二 八七一

従業婦五人未満のカフェー、バーに付三圓の免税點を設けること

遊興飲食税 四九三 四三一

計

六五、二六五 六二、二四三

(四) 貴族院に於ける審議經過

改正案は七十五議會中の最重要法案であつただけに衆議院に於けるその審議は意外に手間取り、休會明け前に衆議院に提案されてあつたに拘らず、政民三派の修正妥協が出来たのは會期終了まで僅かに一週間を餘す二月十六日未明で、十七日漸く衆議院を通過した。

衆議院から税制改革の送付を受けた貴族院では十八日の本會議に上程、國稅案と地方稅案を夫々二十七名の大委員會に付托し審議に入つた。交友俱樂部からは澁澤金藏氏、磯野庸幸兩氏が國稅案委員に、又下出民義諸橋久太郎兩氏が地方稅案委員に夫々選任された。又兩委員會の正副委員長は次の通りに互選された。

國稅改革案 委員長 林博太郎伯(研究)

副委員長 松岡均平男(公正)

地方稅改革案 委員長 前田利定子(研究)

副委員長 紀俊秀男(公正)

之等兩委員會の中地方稅委員會は審議が順調に進み、特別の問題無く二十四日衆議院修正通り全會一致可決されたが、國稅關係委員會は衆議院修正による歳入減少補填が問題となり波瀾を呈した。

即ち國稅委員會では研究會の八條隆正子の

政府は衆議院の修正により明年度六千二百餘萬圓の歳入減に對しその補填策として稅收入その他の自然増収によると言ふが事實か

との質問に對し櫻内藏相は

自然増収で補填すると言つたことは無い。

明年度豫算の施行に當り、極力冗費を節約し、又事業を繰延べ、それで尙不足の分に對しては次の議會に追加豫算を要求する考である。

と答へたので、委員側は之を不満となし、

政府は冗費を節約すると言ふがそれは明年度豫算は緊急己むを得ないもののみに限つたと言ふのと矛盾する。

又次の議會に歳入追加豫算を要求することを前提にして豫算の協賛を求めめるのは豫算の本質に反する。

等の議論が出て政府が満足な答辯を與へなければ、さきに協賛した豫算と辻褃を合せ、税草案の歳入減を無くする爲衆議院修正案を再修正し、場合によつては政府原案に復活すべきであるとの意見まで出るに至つた。

貴族院の硬化から政府側では櫻内藏相、兒玉内相等が林、松岡正副委員長その他各派幹部と屢々折衝を遂げた結果二十四日の最後委員會に於て櫻内藏相から

衆議院修正による歳入の缺陷に就ては、直ちにその補填の道を講ずるべきが當然であるが、政府は昭和十五年度豫算の實行に當り、貴衆兩院の意向を尊重し、施設の緩急要否に就き十分な再検討を遂げ、極力冗費を節約することに努め、殊に情勢の變化に伴ひ不必要となる如き經費に就ては釐毫の末に至るまで注意して、經費の不要額を生ぜしめる様に努力し、此の節約不要額に依り、大體支障なく、豫算を遂行出来る考である。

旨の言明をなし、米内首相も

各省に於ても藏相の言明通り、實行に當つて慎重に考慮する。と言明して問題の解決を見た。

最後に相續税その他數項目に亘り政府に警告的希望の開陳あり、討論に入つて、八條隆正子（研究）河田烈（公正）大河内輝耕子（研究）より賛成意見、安宅彌吉氏（研究）より希望意見の陳述あり採決の結果衆議院修正通り可決された。

斯くて、税制改革案四十五件は會期延長第一日の三月二十五日の貴族院本會議に上程され、委員長報告の後櫻内藏相は重ねて豫算節約を強調し、各案とも全會一致で可決、此處に劃期的税制改正案は成立を告げた。

## 十九、主要新法律の解説及び審議經過

(一) 重要物資の増産を目標とせるもの

(イ) 石炭配給統制法

石炭増産政策は米内内閣が組閣早々から最も重點を注いだ所で、石炭配給統制法案は八千三百六十萬圓の石炭増産奨励豫算と共に現内閣独自の石炭對策であつた。

石炭配給統制法は附則とも四十九條より成り、日本石炭株式會社の機能を規定したものである。同法による石炭配給統制の要綱は大體次の如くである。

(一) 全國石炭の一手元賣販賣機關の設立

(イ) 此の機關即ち日本石炭株式會社(半官半民、資本金五千萬圓)は、内地に於ける石炭(移輸入炭を含む)の一手買入及び一手元賣販賣をなす。

(ロ) 日本石炭株式會社はブル平準價格制によつて、適正價格を以て石炭生産者等より購入し、之に適正手数料を加へて規格販賣する。

(ハ) 日本石炭會社の買入炭の販賣及び荷渡は、すべて本來の生産業者、一手販賣業者及び移輸入業者の販賣機關をして之に當らしめる。

(二) 卸賣統制機關

(イ) 地方別に問屋を以て地方石炭販賣統制株式會社を組織せしめる。

(ロ) 此の會社は地域内の卸賣事業を統制し一定の配給計畫に基いて地域内の問屋をして、石炭の配給に當らしめる。

(三) 小賣機關

(イ) 差當り石炭小賣業者をして、地域別に商業組合を組織せしめる。

(ロ) 小賣業者の販賣の合理化を圖る爲、石炭小賣業の免許制實施などを行ふ。

石炭配給統制法案は衆議院で左の如く修正された。

一、第十二條に次の一項を加ふ、

石炭鑛業を監督する官廳の官吏たりし者はその職を退きたる後五年間日本石炭株式會社の役員となることを得ず、但し主務大臣に於て特に必要ありと認めたる時は此の限りにあらず。

貴族院では本法案の重大性に鑑み、交友俱樂部初め火曜會、公正會、同成會、同和會の五派有志議員は三月十八日及び十九日の兩日に亘り同法案の衆議院からの送付に先立ち、藤原商相及び茂野石炭聯合會理事長を招き、院内豫算委員室で、政府の説明

及び業界の意向を聴取するなど頗る慎重な態度を以て臨んだ。

同法案は三月二十二日衆議院を修正通過し即日貴族院本會議に上程され委員附記となつた。

委員會ではプール平準價格制の運用、政府の増産計畫並びに需給推算その他に亘つて慎重な検討が遂げられたが、交友俱樂部では川村竹治、中野敏雄兩氏が熱心な質問を行つた。

川村竹治氏

大企業に對しては、石炭生産費を割つてでも安く買上げる方針であるか

藤原商相

生産コストを割つてまで大企業家に我慢を強ふる如き考は無いが、利潤位は我慢して貰ふ様になるであらう。

中野敏雄氏

石炭増産計畫に即應した輸送計畫は如何になつて居るか

長崎鐵道省運輸局長

従來は不況時代の經驗で成可く經濟的に手堅い方法で行ふ方針を持つて來たので事務處理が遅れて來たが、今後は専ら能率を擧げて行く様に巧遅よりも拙速を選んで行きたい。

中野敏夫氏

プール平準價格は一時的のものか又長期に亘るものか、此の制度を他の全般の産業にも及ぼす考であるか、此の制度は我國産業の價格體形を亂し生産力を低下せしめる懼れがある。政府の所見如何

東燃料局長官

此の制度は自由主義經濟時代には出來ない。これは低物價政策と生産力擴充との相矛盾する二つの要求を充きんとするものである。然し之は二三年で止めるものではなく、現状の經濟状態が續く限り、續ける心算である。他産業に對しても、實情に即して行ふ様になるかも知れない。

斯くて二十五日討論に入り、交友俱樂部から川村竹治氏が賛成演説を述べ、衆議院修正通り可決され、最終日の本會議を通過成立した。

(ロ) 鑛業法、砂鑛法中改正法律

鑛業法の改正は、鑛業權(試掘權及び探掘權)中試掘權制度に劃期的の改正を加へ、所謂睡眠鑛區を全廢し、當面の生産力擴充に資せんとするものである。即ち從來は試掘權の存續期間を登録の日から二ケ年と定めて居たが、試掘權だけ獲得し乍ら何等試掘に着手せず、權利の上に睡る睡眠鑛區が存在して鑛業開發を妨げて居た例が少くなかつた。

そこで今回の改正では存續期間を四ケ年とした代りに舊試掘權者の優先出願權を認めないこととし、睡眠鑛區はどしどし取上げて他の出願者に試掘權を與へることとなつた。

本法案に就ては衆議院で修正案が提出され、本法施行の際の既得權者に對しては四年の期間に更に二年以上試掘權の延長を認めることになり、貴族院に於ても此の衆議

院修正通り可決された。

砂鑛法の改正は從來砂鑛出願地が他人の所有であつた場合は、所有者の承認を受けする必要があつたのを、砂鑛權の出願があつた場合は、鑛山監督局長から、土地所有者等權利者に通告するだけで砂鑛權の設定を認めることにしたもので、所有權制限を認めた新しい例である。

本法案の特別委員會では、交友俱樂部より、岡喜七郎、大西虎之助兩氏が質問を行つた。

岡喜七郎氏

鑛業法に就ては現行法の儘ではどうしても不便であるか

加藤商工政務次官

現行法では最初の試掘權者が永久的に試掘權者たり得るので、眞に試掘の目的とせず、惡意に解釋すれば、權利の賣買をすと言ふ事例も少くない。

岡喜七郎氏

人造石油の進行状況はどうなつて居るか。低温乾溜の如きは研究の時代は過ぎ、  
實用的に工業化される時期に達してよい頃と思ふが如何

柳原燃料局事務官

低温乾溜に就ては、既に研究の域を脱し、企業化時代に入つた。現在着々企業も  
し、又製品を出して居る。

大西虎之介氏

試掘権から採掘権への轉願を行ふ場合にその許可に手間取ることはないか

小金商工省鑛産局長

採掘願の取扱ひに就ては、出題者になるべく迷惑を及ぼさぬ様に行政上改善を加  
へたい。

大西虎之介氏

鑛業権の取消を行ふ場合金融業者に損害を蒙らせる様なことは無いか

小金局長

鑛業権の取消し及び鑛區の改正命令等に就てはその運用に充分注意する。此の點  
に就て金融方面に不安を與へることは無い。

(ハ) 有機合成事業法

合成ゴム、トルオール（爆薬、醫藥、染料）合成纖維、ベンゾール（爆薬、染料、  
溶劑）アセトン（合成樹脂原料）高級アルコール類（航空機用高級燃料）グリコー  
ル、合成樹脂等のアセチレン系合成品、その他、メタノール、フォルマリン等の水素  
及び一酸化炭素系合成品及びコールタール系合成品等國防上産業上重要な物資の民  
間製造會社に對し保護助成を講ぜんとするもので、之等の民間事業に對し、許可制、  
免税、機械器具輸入税免除、社債發行限度の倍加、生産獎勵金の附與、試験研究の補  
助等の保護助成が規定されて居る。

(二) 戦時食糧政策の擴充を目標としたもの

(イ) 米穀應急措置法改正法律

昭和十四年秋の米穀事情の逼迫が阿部内閣をして呆然自失せしめたことは記憶に新

らしい所である。第七十二議會で成立した米穀應急措置法は政府持米の増強によつて、米穀の需給調節を圖らんとしたものであつたが、その買入條件に『最高價格の一割下値』と云ふ制限が爲されて居た爲、十四年秋の米穀異變に際しては、その運用は何等實效を擧げ得なかつた。

従つて今回の改正に際しては、

- 一、現行法の如く價格上の制限を受けることなく、時價に準據して米穀の買入賣渡をなし得ること、
  - 二、米穀以外の穀物及び穀粉に付ても米穀同様、米穀統制委員會に諮問した上、その買入及び賣渡を爲し得ること、
  - 三、右の買入及び賣渡に關する一切の歳入歳出は米穀需給特別會計に屬せしめて、之を經理し、米穀以外の穀物類に付てもその代價は證券を以て支拂ふこと、
- の諸點が實現を見、之に依つて政府米の市場支配力が確立されると共に、雜穀類に付ても或程度の管理が實行されることになつた。

貴族院の委員會に於て交友俱樂部の山上岩二氏は、政府米、雜穀の集荷配給に關し、又米穀の一般出廻狀況及びその見透し等に就て質問を行ひ、之に對し

島田農相

現狀況は米穀の所有數量の少い自作農から組合を通して出して居る。施肥期になり肥料が實際に行互る様になれば、農民の不安もなくなり、米は自發的に出て來ると思ふ、強權と言ふことは出来るだけ避けねばならぬ、

旨の答辯があつた。

討論では伊澤多喜男氏（同成）が日滿支一貫した食糧政策の根本方策樹立を要望しその他賛成意見の陳述があつて、採決の結果全会一致で原案通り可決された。

（ロ） 農産物検査法

現在各道府縣毎に實施して居る米穀その他農産物検査事業を國營に移し、検査の統一と適確を圖り、規格の統一、取引の圓滑を期すると共に、重要食糧品に對する政府の統制力を強化せんとするものでその骨子は左の如くである。



- 一、米、麥、菜種は強制國營検査とすること、
- 二、米、麥、菜種以外の農産物でも必要ある場合は、國の検査機關によつて委託検査を行ひ得る、
- 三、検査手数料は勅令を以て定める。

(ハ) 農會法中改正法律

現行農會の機構を強化し、之によつて農村團體の體制を整備し、戰時食糧政策遂行の據點たらしめるもので、改正要點は、

- 一、農會の事業の一つとして、農業に對する統制施設を實施せしめる、
  - 二、部落乃至部落に準ずる地區を區域とする農業關係團體（農家實行組合、農家小組合等）に對しても農會に加入する途を拓いたこと。
- 等である。

本案の特別委員會に於ては交友俱樂部から多木久米次郎、下出民義兩氏が審議に當つた。

多木久米次郎氏

朝鮮の農業の興廢は内地の食糧政策にも關係する所重大である。朝鮮の農會制度を此の際改正する必要はないか

植場拓務省殖産局長

朝鮮の産業經濟の發展に伴ひ、農村方面に於ても將來は内地同様の制度が考慮されるに至ると思ふ、

今日に於ては朝鮮農會の下で、郡島を最下級團體として、農村の指導獎勵を行つて居るが、農地令の施行の結果地主小作の關係も漸次改善され、協調的になつて來てゐる。

多木氏

朝鮮に於ける山林の濫伐取締りの法令を制定する必要はないか

南鮮地方の棉花の栽培は改良すべき餘地が多い、當局の指導方針を實效に即する様改める考は無いか。

植場局長

山林の濫伐、盜伐は將來嚴重に取締る。

棉作に對する研究は最近非常に發達した。今後米作との關係も睨み合せて改善を圖つて行きたい。

(三) 日本肥料株式會社法

食糧増産計畫、農産物價格安定等を目指し肥料の確保を圖らんとするもので、その骨子は、政府は新に日本肥料株式會社を設立し、現在の日本硫安、過磷酸配給を合併吸収し、硫安、石灰窒素、過磷酸石灰、加里鹽、硝酸曹達及び化成肥料の配給統制及び供給確保上必要な一切の事業を政府の指導監督下に行はしめんとするものである。

本法案の特別委員會に於ては、交友俱樂部より、多木久米次郎、下出氏義兩氏が質問を爲した。

多木久米次郎氏

肥料の不足は統制機構の矛盾缺陷に依るものである

日本肥料會社の設立によつて、硫安、過磷酸石灰等の製造數量を確保出來ると考へるか

重政農林省臨時農村對策部長

本會社の設立と並んで、各種の増産政策を實行しなければならないことは勿論である。

本會社は必要に應じて製造工場の經營管理も行ひ、能率の増進を圖つて製造數量の確保に努める方針である。

多木氏

電力の不足は今後繰返さぬ様にされたい。湧水期に於ける電氣料金一キロに當り二錢五厘は從來の一錢八厘に比し甚だ高額である。之は肥料製造事業に對する影響が甚大であるが低下の意志は無いか

平井出遞信省電氣廳長官

湧水期の二錢五厘は原價である。肥料製造會社用の電氣には豊水期の過剰電力を

送る様に將來研究したい。

多木氏

吠の價格は都市と地方とで甚だしい開きがある。吠の入手難に對して政府は如何なる對策を考へて居るか

重政農村對策部長

價格の均衡を失せぬ様に各府縣で適當に決定する様にしたい。

新倉商工省物價局次長

吠の不足を無くする様、軍需と民需の調節を圖る様にしたい。

斯くて討論に於て下出民義氏より賛成意見を述べ採決の結果、衆議院に於て附加修正した官吏の天降り人事の禁止條項をその儘認めることとして、之を可決した。

(三) 人的資源の向上確保を目標とせるもの

(イ) 國民體力法

本法は當初國民體力管理法案として提出されたもので、その目的は第一條に明記さ

れて居る如く『國民の體力を検査し、その向上に付き指導その他必要なる措置をなす』と言ふに在る。

國民體力管理を目標とする以上、全國民を對象とするのが理想であるが、本法では未成年者約三千萬人を目標として居る。

從來未成年者の心身保護監督は親權者に一任されて居たが、親權者が此の義務を遂行し得ない場合に國家自らの手で監理を行はんとする所に劃期的の意味がある。

被監理者の未成年者に對しては、毎年一回體力検査が施行せられ、體力手帳が本人又は保護者に與へられるが、體力検査の結果、地方長官又は體力監理醫に依つて、體力向上の指導、體力向上施設の利用、業務に關する指示、療養に關する命令等が本人又は保護者に對して發せられる。

貴族院の委員會では慎重審議の結果、體力國家管理と言ふ名稱が本案の内容と相違し不穩當であるとの理由から、

一、國民體力管理法案の管理の二字を削除して國民體力法とすること、

二、第一條第二項に

『前項の管理とは國民の體力を検査し、其向上に就き指導その他必要なる措置を爲すを云ふ』

の規定を追加修正し、衆議院に於ても貴族院修正通り可決を見た。

(ロ) 國民優生法

本法は、國民體力法と共に、日本民族の體位の向上、と良質人口の増加を目的としたもので、同時に惡質の遺傳性疾患の絶滅を期したのが本法の特色である。

國民優生法は、斷種即ち優生手術を命令で定めた他、故なき避妊と、産兒制限禁止に關する規定をも併せ含んで居る。

斷種の對象とされて居る遺傳性疾患は、遺傳性精神病、遺傳性精神薄弱、強度且惡質なる遺傳性病的性格及び遺傳性身體疾患、遺傳性畸形等であつて、優生手術は本人の申請に依る他、『遺傳妨遏が公益上必要な場合』には本人の意志如何に拘らず、強制的に施行される。

本法施行は昭和十六年度からで優生手術の適用を受け得る人々の推定は約二十五萬人と言はれる。

衆議院に於ては

- 一、優生手術の申請に就き父母の同意を要する年齢を二十五歳より三十歳に引上げる。
  - 二、優生手術を受くべきものは、妊娠中なる時は妊娠中絶を認めたる點を削除すること。
  - 三、優生手術を受けたるもの婚姻せんとするときは、相手方の要求に依り、優生手術を受けたる旨を通知すべきことを新に規定する。
- の三點に互つて修正せられ、貴族院に於ては左の希望決議を付して、衆議院修正通り可決された。

希望決議

- 一、本法の重大性に鑑み、政府は本法の實施に當り、常にその社會に及ぼす影響に

つき深甚の注意を拂ひ、又本法の目的を達成する方法につき一層の研究をなすべし

二、優生思想の啓發に當り、本法制定の趣旨を周知せしめ、徒らに社會に不安の念を懷かしめざる様特に留意すべし

三、中央及び地方に設くべき優生審査會の組織に就き、慎重に注意し、又委員の構成に就きては特に留意すべし

(四) 貿易振興を目標とせるもの

(イ) 輸出資金及び輸出品製造資金

融通損失補償法

輸出貿易振興の建前から、昭和五年に制定された輸出補償法を擴充し、貿易業者並に輸出品製造事業者に對する貸付の八割まで國家が損失補償を爲すもので、之により輸出貿易に關する資金網が確立せられた。

(ロ) 輸出毛織物取締法

輸出毛織物の粗悪品の輸出を防止し、海外市場に於ける聲價の維持向上を圖る爲、國營輸出検査を行ふと共に、取締を嚴重にして、必要に應じ店舗、工場等の臨檢、搜查、差押等を爲し得ることにした。

(ハ) 日本輸出農産物株式會社法

輸出農産物たる除虫菊、薄荷、豆類、馬鈴薯、澱粉、菜種及び菜種油等に就き、縣内消費を除き、管外移出のものを本會社が買上げ輸出口、軍需向、内需向の割當を行ひ、圓滑なる供給を圖ると共に輸出の促進を圖る。

尙之等農産物の集荷は従來通り、産業組合又は商人の依つて行はしめ、これを會社が買上げ、更に之を三井物産、三菱商事等の輸出商に賣渡すことになつて居る。

(ニ) 貿易調節及び通商擁護法改正法律

プロソク經濟主義による諸外國の邦品壓迫の傾向に對處し、さきに制定された本法施行期間を再度に亘つて三ヶ年延長することにした。

(五) 通貨の管理並びに資金吸収を目標とせるもの

(イ) 外國爲替管理法中改正法律

本邦通貨及び外國通貨の輸入取締を徹底する爲、之を許可制となすことを法文化して本法第二條第二號の中に規定した。

(ロ) 臨時資金調整法中改正法律

百五十億豫算の遂行により民間に撒布される巨額資金を回収し、悪性インフレ阻止を圖る爲、報國債券の發行と、貯蓄債券の割増金の限度引上を行つたもので、報國債券は、五億圓(昭和十五年度分二億圓)を無利子で十ヶ年償還で出さうとするもの、最高一千倍の割増金が附いて居ることが貴族院で問題となり無所屬の小山松吉前法相の如き眞向から反對したが、多數を以て原案通り成立した。

(六) 其の他

(イ) 木炭需給調節特別會計法

昭和十四年末、食糧不安と相前後して、木炭飢饉を現出したので、木炭需給統制策確立の爲に本法の制定を見たものである。

即ち本法により、東京、大阪、神戸等全國十三大都市の需要期に於ける家庭用木炭需給量一億九千二百萬貫を政府自ら生産地より購入し、之を配給せんとするもので、右購入に當つては強制買入の方策をとらず、政府は各生産縣に割當て木炭増産の責任團體が供出することになつて居り、又現存配給網を通じて、十三都市に配給放出しやうと言ふのである。

尙政府は本法と並行して、日本瓦斯用木炭會社法案を提出したが衆議院で握り潰しとなつた。

(ロ) 市町村義務教育費國庫負擔法改

正法律及び現役小學校教員俸給

費國庫負擔法中改正法律

從來小學校教員の俸給は俸給全額のうち、八千五百萬圓は國庫で負擔し、その増額

以上に當る減額を市町村で負擔して來たが、今回地方税制の改正に伴ひ之を改め、全額の二分の一まで國庫で負擔することにした。

尙現在小學校教員俸給費關係の法律改正は右に伴ひ法文の字句に改正が如へられたものである。

特別委員會の審議に當つて、交友俱樂部からは内田重成、竹下豊次兩氏が質問を行つた。

内田重成氏

二分の一國庫負擔は不充分である。寧ろ全額國庫負擔にすべきではないか。又政府は小學校俸給令を改正して教員優遇の途を講ずる考は無いか、

松浦文相

全額負擔を建前とし、出来るだけ早く之が實現を期したいと思ふが、差當り半額負擔で進んで行きたい。

小學校教員の優遇に就ては現行俸給令の範圍でまだ充分の餘地が残されて居る。

竹下豊次氏

小學校の名稱を強ひて變更する必要はないと思ふ、國民學校に改めた理由は如何。松浦文相

全國民に對する基礎練成教育と言ふ意味を徹底させ、充分發揮するには國民學校とした方がよいと言ふ教育審議會の答申に據つた。

竹下豊次氏

教科書の編纂を時代に即應させて行く必要がある。又政府は教科書を國費で支辨する意志は無いか。

松浦文相

教科書の編纂に當つては、國際情勢、東亞の新秩序建設等に就ても充分留意する。教科書の國費支辨は理想であるが、今日の所未だその必要を認めない。

斯くて討論に入り、建部遜吉氏（同成）及び交友俱樂部の内田重成氏が賛成意見を述べて原案通り可決せられた。

(ハ) 政府出資特別會計法

近時國策會社その他の團體等に政府が出資する金額が非常に増加したので、政府出資金の特殊質に鑑み、十五年度以後本法に依つて一元的に特別會計で處理することになつた。而して十五年度の出資金は、滿鐵の政府持株拂込金六千萬圓を始め、帝國燃料興業、帝國鑛業開發、大日本航空、日本肥料、日本石炭、日本輸出農産物の各國策會社及び産業組合中央金庫に對する出資金合計九千二百十五萬圓の外、追加豫算を加へて一億九千四百七十七萬八千圓となつて居る。

(ニ) 損害保險國營再保險法並びに同特別會計法

最近歐洲情勢の不安から戰爭保險料は著しく昂騰し、殊に昨秋歐洲戰亂の勃發と共に、戰爭保險料は十日間に十倍も昂騰を告げた。

尙又戰後の狀況によつては本邦保險會社の外國保險者に對する再保險取引は困難且不適當と目されるに至つたので、政府は本法により損害保險の國營再保險を行ひ戰爭保險料の昂騰抑制と、損害保險の引受確保を圖ることになつたがその要綱は左の如く

である。

一、政府は海上保險二十一社との間に協定をなし、一千萬圓の豫算外國庫負擔契約を結び、戰爭保險料は商工大臣の承認せるもの以上に徴收することを得ぬものとする。

一、戰爭保險料は凡て再保險プールへ持込み、プール計算を行ひ、赤字に對しては政府が補償する。

一、政府は外國再保險者の身代りに、工場、倉庫、商品等の保險を引受け、之等損害再保險の爲に特別會計を設置し、十五年度に於ては八千二百萬圓を計上して、國家補償に充てる。

交友俱樂部からは委員出光佐三氏が質問を行つた。

出光佐三氏

本法に依れば見舞金に就て政府は補償を行はないが、さうなると保險會社は見舞金の如きものを廢止することになると思ふが如何。



商工省牧監理局長

見舞金は營業政策よりする損失を見込んだ支拂であつて、將來取戻せるものと豫想して行つて居るのであるから、政府が補填する必要は無いと思ふ。

藤原商相は委員會の採決に入るに先立ち政府は本法の施行に當り、實際の業界に於ける從來の慣行を重んじ、保險が圓滑に行はれるやうに充分努力する旨を言明し原案通り可決せられた。

(ホ) 要塞地帯法中改正法律

要塞地帯に就ては、諜報謀略機關の暗躍に備へる爲、昭和十二年に改正された軍機保護法により、要塞の防禦營造物及びその周圍一定の地域に對し防牒規定が定められたが、今回の改正により此の地域の外周に對しても廣く作戰防牒の措置が講ぜられることになつた。

委員會では出光佐三氏が質問を爲した。

出光佐三氏

罰則を重くし、又轉稼罰も設けることは要塞地帯内の國民思想に惡影響は無い  
か。

武藤陸軍軍務局長

思想戰、經濟戰と言ふ點からして將來謀略方面を重視して今回の改正をした。

出光佐三氏

北九州、關門地方等の要塞地帯には特別法を制定する考は無いか。

武藤軍務局長

從來度々研究の議に上つて來たが、現在に於て尙研究中である。

二十 議案審議成績

戰時下議會として、波瀾の中にもよく朝野協力の實を擧げた第七十五議會は今期二日の延長を以て二十六日その幕を閉じた。その間、本會議を開くこと、貴族院二十八回、衆議院三十四回、委員會は貴族院二百三回、衆議院三百四十二回と言ふ記録を止

め、老六百五億の昭和十五年度豫算と、劃期的な税制改革を含む政府提出の法案百八件が通過成立した。

政府提出法案で審議未了となつたものは日本瓦斯木炭株式會社法案と、癩豫防法中改正法律案の二件で、兩案とも衆議院で握り潰しの運命に遭つたものである。議案審議成績は左の如くである。

政府提出案

- 一、豫算案 十六件 (可決)
- 一、法律案 百十件
- 原案可決 八十七件
- 修正可決 二十一件
- 審議未了 二件
- 一、決算 二件 (是認)
- 一、承諾を求むる件 七件 (承認)

衆議院提出案

- 一、議員提出法案 二十五件
- 内衆議院のみ通過 十六件
- (貴族院で審議未了の爲成立なし。)

決議案

- 一、貴族院 二件 (可決)
- 一、衆議院 十一件 (内六件可決)
- 建議案 なし

- 一、貴族院 請願
- 一、衆議院 願
- 一六四件 (内二五一件可決)

- 一、貴族院 採擇
- 二五八件
- 一三二件

一、衆議院

一一六六件

内 採 擇

八八六件

判 決 (資格審査)

一、貴族院

一件

懲罰事犯

一、衆議院

(除名) 一件

二十一 豫算案、決算、國有財産報告並事後承諾案

七十五議會で成立した豫算案は十五年度總豫算、軍事費追加豫算案その他十四年度追加豫算案等十六件に及んだ。豫算案その他決算、國有財産計算書並びに豫備金支出事後承諾案等の内譯は左の通りである。

豫 算 案

一、昭和十五年度歳入歳出總豫算案並昭和十五年度各特別會計歳入歳出豫算案

二、豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ爲スヲ要スル件

三、臨時軍事費豫算追加案 (臨時第一號)

四、臨時陸軍材料資金豫算追加案 (臨時第一號)

五、昭和十四年度歳入歳出總豫算追加案 (第一號)

六、昭和十四年度歳入歳出總豫算追加案 (第二號)

七、昭和十四年度特別會計歳入歳出豫算追加案 (特第一號)

八、昭和十五年度歳入歳出總豫算追加案 (第一號)

九、昭和十五年度各特別會計歳入歳出豫算追加案 (特第一號)

十、豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ爲スヲ要スル件 (追第一號)

十一、昭和十四年度歳入歳出總豫算追加案 (第三號)

十二、昭和十四年度各特別會計歳入歳出豫算追加案 (特第二號)

十三、豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ爲スヲ要スル件 (追第二號)

十四、昭和十五年度歳入歳出總豫算追加案 (第二號)

十五、昭和十五年度各特別會計歳入歳出豫算追加案（特第二號）

十六、豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ爲スヲ要スル件（追第三號）

決算

一、昭和十三年歳入歳出總決算、昭和十三年度各特別會計歳入歳出決算報告

國有財産總計算書

一、昭和十三年國有財産増減總計算書報告

承諾を求むる件

一、昭和十三年度第一豫備金支出の件

一、昭和十三年度特別會計第一豫備金支出の件

一、昭和十三年度特別會計豫備費支出の件

一、昭和十四年度第二豫備金支出の件

一、昭和十四年度豫備金外豫算外支出の件

一、昭和十四年度特別會計第二豫備金支出の件

一、昭和十四年度特別會計豫備金外豫算外超過及豫算外支出の件

二十二 成立した新法律一覽

第七十五議會に提出された政府提出法律案は總計百十件の多數に上つたがその中

一、日本瓦斯用木炭株式会社法案

一、癩豫防法中改正法律案

の二件が衆議院で握り潰しとなり、百八件が原案又は修正の上兩院を通過成立した。

その中原案可決は八十七件、修正可決（貴族院二件、衆議院十九件）されたもの二十一件である。

之等百八件の新法律を示せば次の通りである。

△税制改正中國税關係

無修正

一、配當利子特別税法